

# むぎ

第26号

特集

「織田が浜を守った女性たち」

1999・6

女性史サークル



特集

「織田が浜を守った女性たち」

一九九九・六  
女性史サークル

目次

一、	織田が浜訴訟	1
二、	「織田が浜を守る会」の歩み	13
三、	聞き書き「織田が浜を守る会」の女性たち	
	・ 座談会 「私と織田が浜」	26
	・ 自然大好き 人間大好き	31
	・ 浜は生きもの	33
	・ 家族ぐるみの運動	35
四、	合唱組曲 「織田が浜」	37
あと	がき	39

この特集は、えひめの自然海浜をのこすために、行政の開発計画に反対してたたかった住民運動の記録です。この運動のメンバーの多くは女性でした。

今治市の「織田が浜」を守る運動は、愛媛の一地域の運動であると同時に、全国各地で高まっている環境を守る諸運動と連携する。「日本の地域住民運動」であり、地域住民が歴史を変える主人公に成長する長い道程の一環であるという観点からこの運動の記録をまとめました。

## 一、織田が浜訴訟

一八七九年(明治一二)に設立された四国最初の今治キリスト教会の女性信徒が翌年(明治一三)に設立した今治婦人会は、その発会趣意書で「男女平等」を宣言しています。(女性史サークル『愛媛の女性史』近・現代第一集)」

その今治キリスト教会にいた若き日の徳富蘆花が毎日の朝夕に散策して「燈灘(ひうちなだ)の浜、松青く砂白きところ」と記した織田が浜の松は、第二次大戦後、高度経済成長期にタオル工場や住宅が建てられて、ほとんど伐り倒されてしまいました(今治織田が浜を守る会代表飯塚芳夫「織田が浜問題」)。織田が浜近くの今治市東村に住んで学習塾を経営していた飯塚芳夫さんは、一九七〇年(昭和四五)

と七一年(昭和四六)の二度にわたって、塾の生徒の父母に呼びかけて、残った松林もふくめて、白砂の浜を市の公園に指定させる陳情を行い、私有地の松林を除いて白砂の浜の主要部分一・一キロが「市街地に最も近い白砂青松の海岸地帯で地域性を生かした特殊公園として最適地である」として、都市計画公園「東村海岸公園」(通称・織田が浜公園)として認可されました。一・一キロの砂浜の中は五五〇七五メートル(面積九・三ヘクタール)、水質は県内第一で、CODは〇・五一PPM、大腸菌群一〇〇ミリリットル中一七、砂の質は道後温泉と同じ火山脈地帯の花崗岩砂で、輝くように白く、日本にも例が少なく、ハワイのワイキキの砂よりも勝れている。四季を通してジョギング、魚釣り、キャンプ、盆踊り大会、飯盒炊飯、遠足、ヨット、ボートなどに利用され、夏の海水浴客は二〇万人を越えている、と言われています(「織田が浜問題」)。

織田が浜が公園に指定された二年後の一九七三年(昭和四八)一月に施行された「瀬戸内海環境保全特別措置法」(略称・瀬戸内法)は、「瀬戸内海は世界においても比類のない美しさを誇る景勝地」であって、その埋立ては「すでに悪化する瀬戸内海的环境に影響を及ぼすものである」から、「瀬戸内海的环境の一層の悪化を防止するため」、埋め立て免許は「自然環境保全上の見地」に立って、「十分配慮」し、自然環境(生物生態系、自然景観、文化財をふくむ)への影響の度合いが「軽微」であり、「海水浴場の利用に与える影響」が「軽微」であることを確認することを定めています。

この瀬戸内法に基づいて、愛媛県は一九八〇年（昭和五五）に「瀬戸内海の環境保全に関する愛媛県計画」を策定し、「自然海浜保全条例」（一九八〇年三月）に基づき、「自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努めるものとする」と定めました。

ところが、今治市は、その翌年（八一年）に約一億円の調査費で、三万トン級の貨物船専用の新々港湾計画（二万トン級の新港湾が一〇〇億の工費と一〇年の工期で八〇年一〇月に完成したのに続く計画）を推進し始めました。だが、まだ、この時点では新々港湾の位置が織田が浜とは決まっていませんでした。八一年末の市長選で「織田が浜の白砂青松は積極的に保全する」と公約して当選した岡島一夫市長は、市長になると公約を破って、一九八二年二月末に織田が浜を埋め立てて新々港湾を建設する方針を内定し、八二年度の調査費五〇〇〇万円の補助を国（運輸省）から獲得しました。このことは市会議員の一部の者しか知らず、市議会にも市民にも全く知らされていませんでした。地元住民が知ったのは、八三年二月初めに、岡島市長が計画促進の陳情書を県に提出したときでした。「全く晴天の霹靂であった」と言います。

八三年二月五日に飯塚芳夫さんを代表として「織田が浜の渚を守る会」（「今治織田が浜を守る会」の前身）が結成されて、埋め立て中止を求める署名運動が始まりました。

八三年三月八日に「織田が浜の渚を守る会」は、約二万人の署名を添えて市議会へ埋め立て中止を求める請願書を提出しましたが、三月

二二日の市議会はこの請願を不採択としました。

八三年六月一日には四万六〇〇〇人の署名で市議会に陳情書を提出しましたが、継続審議にされ、八三年九月市議会には七万一〇〇〇余人の署名で陳情しましたが、再び継続審議となりました。

市は八三年一〇月に推進本部を設け、市内全校区ごとに説明会を開催し、自治会・婦人会・総代会などの役員を集めて、「対話の姿勢」ではなく、「二方向的に計画を押しつけ」、一一月一日には賛成派の住民による「喜田村港湾対策協議会」が結成されました。

八三年二月市議会には、八万人〇〇〇余人の署名で埋め立て計画の変更・中止を求める陳情を行いました。一二月二〇日の市議会は、これを不採択にしました。市は国の予算獲得のタイムリミットを考えて地域住民の納得を得ないまま計画の推進を強行しようとしたのです。そのため、「今治織田が浜を守る会」は八三年二月二〇日、一〇五一人の連名で公金支出を差し止める監査請求を行い、八四年一月には地方港湾審議会・中央港湾審議会・瀬戸内海環境保全審議会の各審議委員に対し、「織田が浜問題」について陳情書を提出し、「守る会」顧問弁護士矢野真之執筆の「織田が浜問題に関する法律上の問題点」を資料として送付しました（「織田が浜問題」）。

八四年二月六日、市の監査委員は、「守る会」の公金支出差し止めの監査請求を棄却しました。そのため、「守る会」は八四年三月三日、松山地裁に織田が浜埋め立て公金支出の差し止めを求める住民訴訟を提起しました。住民訴訟というのは、自治体が違法な公金の支出をし

ようとする場合、自治体住民が違法な公金支出の差し止めを求める訴訟のことで、地方自治における住民自治の制度の一つです。

原告飯塚芳夫ほか一〇三名が今治市長岡島一夫を被告として提訴した「訴状」によりまず、「請求の趣旨」（裁判で求める内容は、1今治市長は東村海岸公園地先埋め立てのために公金を支出してはならない、2訴訟費用は今治市長の負担とする、との判決を求める、としており、「請求の原因」（裁判を求める理由）として、次の五項目をあげています。

1 織田が浜の中央部延長一・一キロ、面積九・三ヘクタール

ルは、都市計画公園「東村海岸公園」に指定されており、地先の海面は瀬戸内海国立公園に指定されている。原告らは、一九六九年（昭和四四）と七一年（昭和四六）の二度にわたり、織田が浜を公園に指定するよう市に請願し、市は都市計画公園に指定することを知事に申請し、一九七六年（昭和五一）九月に知事は織田が浜を都市計画公園「東村海岸公園」に指定した。海水浴場として利用され、一九八三年（昭和五八）夏には一五万人の利用者があつた。

2 今治市は一九八〇年（昭和五五）より今治港の第三次港

湾計画の作成を準備し、八三年（昭和五八年）にその内容が明らかにされた。計画によると東村海岸公園の北側半分の地先を三四ヘクタール埋め立てて工場用地を造成することが予定されている。

3 この埋め立ては公有水面埋立法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に反し違法である。

4 この埋め立ては一九八四年（昭和五九）度より着工の予定で、すでに運輸省の直轄事業五〇〇〇万円の予算がつけられている。

5 原告らは、市の監査委員に監査請求したが棄却された。よつて地方自治法二四二条の二に基づき訴訟を提起する。

織田が浜訴訟弁護団九名のうち次の五名は今治西高校の卒業生でした。

主任・矢野真之（東京）、青野秀治（大阪）、藤田康平（東京）、菅徳明（東京）、矢内原泉（東京）

ほかの四名は、

菅原辰次（松山）、三井一雄（東京）、佐野隆雄（東京）、小沢英明（東京）です。

「今治織田が浜を守る会」は、織田が浜訴訟の第一回口頭弁論にそなえて、一九八四年（昭和五九）三月三日の提訴後に、矢野真之弁護士が執筆した「織田が浜訴訟裁判ニュース」（以下「裁判ニュース」）一号を発行しました。

八四年（昭和五九）六月二〇日に松山地裁で第一回口頭弁論が開かれ、原告・被告がお互いの主張を陳述しました。原告側は矢野・青野・菅原の三弁護士が訴状の内容を、被告側は原告の訴状を裁判所から受け取って作成し六月一〇日までに裁判所に提出していた答弁書の内容

を、それぞれ陳述したのです。

この日の口頭弁論には、四名の原告代表のほか傍聴二五名（今治織田が浜を守る会一五名、松山織田が浜を守る会一〇名）が参加しました。なお、原告側弁護士に対する報酬は無しですが、弁護士の裁判所への交通費等は、今治織田が浜を守る会と東京織田が浜を守る会の会計から支出することになっています。

今治織田が浜を守る会は、八四年（昭和五九）六月上旬発行の「裁判ニュース」二号と同年六月下旬発行の「裁判ニュース」三号で、矢野眞之弁護士執筆の第一回口頭弁論の内容を報告しました。

六月二〇日の第一回口頭弁論の閉廷後、午前二〇時半から松山市済美会館で記者会見と報告集会を行い、午後七時半からは地元は今治市喜田村公民館で報告集会が催されました。

八四年六月二五日、今治市の地方港湾審議会は新々港湾計画を承認しました（「裁判ニュース」二八号掲載「今治織田が浜訴訟関係年表」一愛媛新聞九五・七・一八付）以下「訴訟関係年表」。

ついで、八月九日の中央港湾審議会は、「新々港湾計画はおおむね適当」と答申し、埋め立てについては再検討することが必要との付帯条件をつけました（「訴訟関係年表」）。九月一日に今治市は、埋め立てを北西へ二〇〇メートルずらす最終案を市議会に報告しました。

「守る会」は、九月一四日に約一万七〇〇〇人の署名を添えて、自然海浜の保全を求める陳情書を市議会に提出しましたが、九月二八日の市議会はこれを不採択とし、一〇月一九日の今治市地方港湾審議会

は新々港湾計画変更案を承認しました（「訴訟関係年表」）。

八四年一〇月二六日、第二回口頭弁論が開かれ、原告・被告双方は裁判所に提出済みの準備書面の内容を陳述しました。その内容は一月一日発行の「裁判ニュース」四号で矢野弁護士が報告しています。

八四年二月六日、中央港湾審議会は今治市の新々港湾計画変更案を承認しました（「訴訟関係年表」）。

八五年一月二七日から「守る会」は織田が浜で風向き・風速・波高の観測を始めました（「訴訟関係年表」）。

八五年二月六日の第三回口頭弁論で裁判長が被告側に門前私を主張するだけでなく、埋め立ての違法性について答弁するように命じたことを二月二日発行の「裁判ニュース」五号が伝えています。

八五年三月下旬から今治市は埋め立て申請のための環境アセスメントを始めました（「訴訟関係年表」）。

八五年四月二四日の第四回口頭弁論では、被告側が三月中に提出した埋め立ての違法性についての準備書面の内容について陳述し、原告はこれに対する反論書の内容について陳述しましたが、その内容は「裁判ニュース」で報告されていません。

八五年八月七日の第五回からは、原告・被告双方の証人尋問が始まり、どちらの主張が正しいかを証明する段階に入りました。原告側の申請した証人大沢志郎（今治市港湾課長）は、「瀬戸内法に基づいて作成された愛媛県計画では、東村海岸公園の自然海浜を保全することが定められている。この県計画に違反する埋め立ては違法であり許さ



れない。瀬戸内法二三条に定める配慮義務を満たしていない埋め立ては違法で許されない。」と証言しました。この日の証人尋問の内容は、八月二三日発行の「裁判ニュース」六号で報告されました。

八五年一月二〇日の第六回では、大沢証人の尋問が継続して行われ、大沢証人は「埋め立てによって海水浴にどのような影響があるのかということについては、まだ評価していない。漂砂のアセスメントは浪によって砂の動きを推算したが、浪の測定はしておらず、風によって浪の動きを推算した。しかし現地での風の測定はしておらず、消防署の風の記録を海風に変換したものを使用した。」と証言しました。この証言は一月二六日発行の「裁判ニュース」七号で矢野弁護士が報告しています。

八六年一月五日、「守る会」代表飯塚芳夫が市長選に立候補し、織田が浜問題が焦点となりましたが、一月二日、岡島一夫が当選しました（「訴訟関係年表」）。

八六年二月二日の第七回では、被告側からの証人尋問が行われ、大沢志郎証人は、「八四年（昭和五九）夏の調査で織田が浜の利用者数は二万人にすぎない。砂浜を埋め立てても埋立地の護岸で釣りはできる。埋め立てに九六億の市費を投入するが、一八七億の埋立地が市の所有になり、市は埋め立てで儲けることができる。」と証言しました。この証言は二月二二日発行の「裁判ニュース」八号で報告されました。

八六年三月中旬、市は、「埋め立てが環境に及ぼす影響は軽微」と

いうアセスメント結果を発表しました（「訴訟関係年表」）。

八六年五月二二日の第八回で原告側が申請した証人桜井正昭（環境庁瀬戸内海環境保全室長）は「瀬戸内法に定めている自然海浜保全地区は海浜地と地先海面を含んでいて、織田が浜も該当する。自然海浜保全地区では自然海浜を破壊するような行為は規制され、埋め立て免許は制限される。織田が浜も当然自然海浜保全地区に指定されるべきであったが、都市計画公園に指定されていたため自然海浜保全地区には指定されなかった。しかし、都市計画公園として自然海浜を保全すべき場所であると環境庁は考えていた。港湾審議会では、織田が浜の埋め立ては最小限度にとどめるべきであるとの答申を出し、今治市はこれを受けて計画位置をずらすことにしたが、その中は最大限二〇〇メートルであった。環境庁としては、都市計画公園部分の三分の二は最低でも残すよう申し入れた。これは三分の一は埋め立ててもよいということではなかったが、結果としては三分の一埋め立てを認めたことになった。」と証言しました。この証言は五月二四日発行の「裁判ニュース」九号で報告されました。

七月二九日の証人尋問は、「守る会」代表の飯塚芳夫が体調不調で松山地裁に出頭できないため、今治市東村の飯塚塾の教室を仮設法廷として裁判官が出張して行われ、飯塚証人は「織田が浜で遊泳できる部分は約一キロで、埋め立てによって遊泳区域は半分近くになる。織田が浜の利用者は唐子浜と同じくらい。今治市のアセスメントでは漂砂の影響は軽微というが、地元民の常識とは違っており、京都教育大

学名誉教授木村春彦博士が織田が浜で一年間漂砂のアセスメントを行った結果でも、砂は減少すると言っている。」と証言しました。

飯塚証人の尋問後、裁判官が織田が浜を視察しました。この日の証人尋問の内容は、八月三日発行の「裁判ニュース」一〇号で報告されました。

八六年一月二日の第九回口頭弁論（七月二十九日の出張尋問は回数に入れていない）では、住民の依頼で漂砂のアセスメントを行い調査結果を報告書にまとめた木村春彦証人が、「漂砂の卓越方向を調査する方法としては、自然地形を調査する方法が信頼性が高い。波や風の観測結果から漂砂の卓越方法を測定する方法は信頼性が低い。自然の地形を調べる方法によると、漂砂の卓越方向は北西から南東向である。今治市は風の観測結果から漂砂の卓越方向を測定し、全く逆の結論を出しているが、今治市の調査方法は最も信頼性の低い方法を採用しているばかりでなく、観測の地点が適切でなく、陸から海に向かって吹く風による波を全く無視している」と証言し、この埋め立てによって残る砂浜も保全されないことを明らかにしました。この証言内容は一〇月三〇日発行の「裁判ニュース」一一号で報告されました。

十一月一日には今治市民会館で全国自然保護大会の第一回実行委員会が開かれ、十一月二十九日・三〇日には今治市湯の浦ハイイツで全国自然保護連合会の全国理事会が開かれて、来年七月一日・二日の今治大会の要綱を作成しました。「今治織田が浜を守る会」の羽生楨子と長野ヒデ子の作った織田が浜絵はがきは全国的な反響を呼び、注文

があいつぎました。

八七年一月四日の第一〇回口頭弁論では、被告側が木村証人に対する反対尋問を行い、木村証人の八六年一月二日の証言をくつがえそうとしましたが、徒勞に終わりました。そのあと、裁判官が、木村証人に質問し、「織田が浜が消滅するのは何年ぐらい先のことか」と問うたのに対し、木村証人は「数十年後に浜は消滅する。西明石の浜も埋め立てのため残った浜の砂がなくなった」とショックな発言をしました。この日の尋問の内容は八七年一月二〇日発行の「裁判ニュース」一二号で報告されました。

八七年二月二六日に「守る会」代表の飯塚芳夫が死亡し、その翌日の二月二七日に運輸大臣は埋め立て免許を認可しました（「訴訟関係年表」）。

四月六日、今治市は港湾建設予定地で起工祭を行い、着工しました（「訴訟関係年表」）。

四月一五日の第一一回口頭弁論では、被告側の申請した田中則男（元運輸省港湾技術研究所員。日本テトラポット会社勤務）が「木村博士の調査方法は一般的には正しいが、織田が浜の特殊性を考慮していない。織田が浜は唐子浜より北側にあり北西に傾いているため、唐子浜では漂砂が北西から南東に移動するが、織田が浜では漂砂が南東から北西に移動している。」と証言し、市のアセスメントの裏づけをしませんでした。この日の証人尋問の内容は、八七年四月二六日発行の「裁判ニュース」一三号で報告されました。

五月二十七日第二二回口頭弁論では、田中則男証人に対する原告側からの反対尋問が行われ、「織田が浜が唐子浜より北にあるというだけで、織田が浜の砂が南から北に、唐子浜の砂が北から南に移動していると言えるのか」という原告側の尋問に対し、田中証人は「織田が浜と唐子浜では、漂砂の卓越方向が異なることがあり得る、異なることがあってもおかしくない、ということの説明しただけで、織田が浜の砂が南から北に移動している、とは言っていない」と認めました。田中証言が崩れたため、被告側は、織田が浜の砂が減っても対策はあるか、と質問し、田中証人は「砂を投入すれば織田が浜は保全される」と答えました。この日の証人尋問の内容は、八七年六月三日発行の「裁判ニュース」一四号で報告されました。

八七年七月三十一日から八月二日まで、第一七回全国自然保護大会織田が浜大会が開かれました（「訴訟関係年表」）。

八七年九月二日の第二三回口頭弁論では、運輸省港湾局管理課補佐官（公有水面埋立法の実務担当者）安居院（あぐい）清が原告側の申請した証人として証言しましたが、織田が浜埋め立ては違法ではない、と言ったり、不可であると言ったり、あいまいな証言に終始しました。この日の証人尋問の内容は八七年九月七日発行の「裁判ニュース」一五号で報告されました。

八七年一月四日の第一四回口頭弁論は最終弁論で、原告・被告双方が、今までの主張と立証をふまえて総まとめの弁論を行いました。

原告側は、「織田が浜の漂砂が北西から南東に移動していることは木

村証人の認めるところで、埋め立てを行えば北西からの砂の供給がとまり、残った砂浜の砂は減少してしまふ。また、埋め立てにより海水浴の可能な区域は現在の半分になる。このことは、瀬戸内海の埋め立て免許にあたっては、埋め立てによる漂砂の影響及び海水浴に与える影響が軽微でなければならぬ、と定めている瀬戸内法に違反する。

また、織田が浜の自然海浜を保全すべきであると定めている環境保全に関する愛媛県計画に違反しており許されない。この埋め立てが認められるなら、瀬戸内法は何の意味もない。本訴訟はまさに、瀬戸内法の真価が問われている訴訟である。」と主張しました。これに対して、被告側は、「瀬戸内法は単なる訓示規定であり、違反しても違法ではない。埋め立てによつて織田が浜の砂が減っても人工的に是正することは可能である。愛媛県計画も単なる訓示規定で、違反しても違法ではない。埋め立て免許が違法であっても無効でなければ、今治市は埋立地の所有権を取得できるので、埋め立てのために公金支出しても今治市に損害を与えることはない」と主張しました。この最終弁論で織田が浜訴訟の審理は終了して結審となり、あとは判決を待つだけとなりました。（すでにこの年八七年二月二十七日に運輸大臣は埋め立て免許を認可し、同年四月六日に着工していたことは前に述べた通りです）この日の最終弁論の内容は八七年一月一日発行の「裁判ニュース」一六号で報告されました。

八八年（昭和六三）一月二日、松山地裁は原告の請求を棄却する判決を行いました。「原告の主張を認めながらも原告の請求を棄却す

るといふ不思議な判決」（「裁判ニュース一七号」）で、原告は直ちに高松高裁に控訴しました。この判決について、八八年一月七日発行の「裁判ニュース」一七号は、次のように述べています。

「判決の評価すべき点 織田が浜の漂砂は、原告が主張するように、北西から南東の方向に移動しているとして、この埋め立てによって残る砂浜も将来消滅するおそれがある、と指摘している。また、この埋め立ては瀬戸内法及び愛媛県計画のめざす方向にそわない要素を極めて濃厚に有している、と指摘している。これは埋め立てが違法である、と言つると同じですが、これを違法と明言できなかったところがこの判決の弱さです。

〈判決の問題点 原告の主張を認めながら、どうして原告の請求が棄却されたのか不思議に思う人が多いと思います。判決は、住民訴訟で公金支出そのものに違法性があるか、公金支出の原因に重大明白な違法性がある場合に限られる、と住民訴訟の範囲を狭く解釈し、住民訴訟の門を閉ざしてしまつたのです。判決は、違法が行政の責任ある判断とはとても言えない程度にまでいちぢるしい場合に「重大」であり、違法が専門知識をもたない通常人にとつても容易に認定できる場合に「明白」である、としています。結局、この判決は、行政がやることについて裁判所が判断することにより行政に影響を与えてはいけないという消極的な態度が基本になっています。今治市が判決を待たずに埋め立て工事を始めたことからして、この既成事実には屈服した判決であると言えるでしょう。」

一九八九年（平成二）七月七日の高松高裁での控訴審第一回口頭弁論で、控訴人（住民側、七〇一名）は控訴の理由について「松山地裁の第一審判決は、自然海浜保全地区でも埋め立てはある程度許されるのだから、都市計画公園である織田が浜でも埋め立てはある程度許される、としたが、法律を正しく解釈すれば、自然海浜保全地区や都市計画公園の織田が浜の埋め立てが許されないことは明らかである」と述べました。この日の口頭弁論について報告した八九年八月三〇日発行の「裁判ニュース」一八号は次のように述べています。

「私たちは、自然海浜保全地区の埋め立ては許されないという立場から出発しているが、一審判決は自然海浜保全地区でも埋め立ては許されるという立場から出発している。自然海浜保全地区の埋立が許されるのか、ということについて触れた判決も学説もない。そのため、私たちは、八月一九日に行政法・環境法の専門家である神戸大学法学部の山村恒年教授に鑑定を依頼した。鑑定というのは、裁判所の判断の資料とするために特別の専門知識や意見を報告させることをいう。山村教授に意見を作成してもらつて裁判の証拠として提出する予定である。」

八九年一〇月二日の控訴審第二回口頭弁論では、双方から準備書面が提出され、被控訴人（市側）は、「自然海浜保全地区は埋め立てを前提とした制度であり、織田が浜でも埋め立てが禁止されるわけではない。埋め立て護岸の南東隅に砂が溜まっているのは、織田が浜の漂砂が南東から北西に移動している証拠である。」と主張し、控訴人（住

民側)は、「自然海浜保全地区の埋め立ての可否について、埋め立て規制に関する手続き規定があることだから結論を出すべきではなく、指定の趣旨・目的によって判断すべきである。織田が浜の漂砂は護岸東南隅だけの砂を見て判断すべきでない。それより南東側の砂浜では、砂が減っている。」と主張し、自然海浜保全地区の埋め立てに関する国会の議事録を証拠として提出しました。この日の口頭弁論の内容は八九年一〇月四日発行の「裁判ニュース」一九号で報告されました。

九〇年一月二三日の控訴審第三回口頭弁論では、控訴人(住民側)が山村恒年教授の鑑定書を提出しました。この日の口頭弁論の内容を報告した九〇年二月一日発行の「裁判ニュース」二〇号は、鑑定書が「自然海浜保全地区は、地区の自然海浜を消滅させてしまうような埋め立てを前提とした制度ではない。」と述べていることを紹介しています。

四月三日の第四回口頭弁論で、控訴人(住民側)は、今治市の埋立費用見積書を提出しました。

六月二十九日の第五回口頭弁論では、双方から最終準備書面が提出されました。第四回・第五回口頭弁論の内容は、九〇年七月二二日発行の「裁判ニュース」二二号・二三号(併号)で報告されました。

九〇年一〇月一九日の第六回口頭弁論では、双方が準備書面の内容を陳述し、結審となりました。この日の口頭弁論及び控訴審の経過は、九〇年一〇月三〇日発行の「裁判ニュース」二三号で報告されました。

九一年五月三十一日、高松高裁は、織田が浜訴訟控訴審判決を言い渡

し、埋め立ての違法性については一切ふれず、住民側の訴えを却下する「門前払い」の判決でした。住民側は六月一日に最高裁に上告しました。上告人は六三六名でした。七月三日には上告理由書を提出しました。これらの経過と上告理由書の内容は九一年七月三日発行の「裁判ニュース」二四号に記載されました。

九三年三月三〇日、最高裁は口頭弁論開始を決定し、七月三日の上告口頭弁論で、「守る会」代表武内茂夫が原告を代表して意見陳述し、結審しました(「訴訟関係年表」)。

九三年(平成五)九月七日、最高裁は、高松高裁の判決を破棄し、高松高裁に差し戻す判決を言い渡しました。この判決について報告した九三年九月一日発行の「裁判ニュース」二五号は高松高裁判決から最高裁判決までの経過について次のように説明しています。

「織田が浜訴訟で住民は織田が浜埋め立てのための一切の公金の支出の差し止めを求めていたのですが、平成三年(一九九一)五月三十一日の高松高裁判決は、『織田が浜埋め立てのための一切の公金の支出』ということでは、差し止めの対象が特定されていないため、裁判所としては審理が出来ない。公金の支出について、時期・内容・金額等を特定すべきであるとして、中身の問題である瀬戸内法の解釈には一切触れることなく、住民の訴えを門前払いする判決を言い渡しました。住民側は、将来の行為について時期・内容・金額等の厳格な特定を要求することは、差し止め請求を認めた住民訴訟の制度を無意味にするものであるとして上告し、平成五年(一九九三)

七月二三日の異例の口頭弁論を経て、今回の最高裁判決となったものです。最高裁判決は住民側の上告理由を全面的に認められたもので、「住民訴訟は地方自治法によって認められた制度で、住民であれば誰でも違法な公金支出の差し止めを求める裁判が起こせません。差し止め対象を具体的に特定しなければならぬ」という高松高裁の判決は、住民が行政の違法を争うための最後の手段を住民から取り上げる不当な判決です。今回の最高裁判決は全国の住民訴訟に門戸を開くもので大きな意味と影響を持っています。」

九四年（平成六）三月八日の高松高裁での差戻審第一回口頭弁論では、住民側が準備書面を読みあげ、砂浜の変化についての新たな証拠を提出して説明し、結審しました。九四年四月二日発行の「裁判ニュース」二六号は、次のように述べています。

「織田が浜の埋め立てによって残った砂浜の砂はどうなるのかということは一審からの争点になっていた。一審の段階では、この漂砂の問題は予測の問題として争われ、松山地裁の判決は住民側の主張を認め、砂浜消滅のおそれを指摘した。しかし、現在では、埋め立て工事が進行し、護岸が完成しているため、残された砂浜に変化が生じており、漂砂の問題は予測の問題ではなく、現実の結果の問題となっている。これを証明するため、砂浜の測量図（一九九三年一〇月に残された砂浜を測量し埋め立て前の都市計画図と重ね合わせて比較したもの。その結果、埋め立て護岸の南東側では砂浜が約四〇〇平方メートル減少している）」と今治市の測量データと写

真とを証拠として提出した。埋め立てによって砂浜の形が変わり、浜がやせ細っていることは目で見ても分かるが、今回の比較により砂浜の減少が客観的に証明された。」

九四年六月二四日、高松高裁は、差戻審の判決を言い渡しました。判決は、住民側の主張を退け、埋立に違法性はない、とするもので、住民側は直ちに上告しました。九四年六月二九日発行の「裁判ニュース」二七号は、判決理由の要点と問題点を次のように記載しています。

#### 「（判決理由）」

1 埋め立て工事が始まった昭和六三年（一九八八）から

平成五年（一九三三）まで今治市が毎年測量した資料によると、残された砂浜の北西部分では砂が増加し、南東部分では砂が減少しているが、中央部分では渚の砂が海底に移動しているだけであり、砂の総量はほとんど変わっていない。このことから砂浜がにわか消失する傾向はうかがわれない。白砂の海岸という織田が浜の根本的要素には変化はないと認められる。よって、埋め立ての海岸に与える影響は軽微である。

2 埋め立てにより遊泳可能区域は約一〇〇〇メートルから約五八〇メートルに減少するが、織田が浜以外の海

水浴場の利用もできるので、埋め立ての海水浴場の利用に与える影響は軽微である。

3 瀬戸内法及び自然海浜保全地区条例には、埋め立ての

手続き規定があり、埋め立てが行われることを当然の前提とし

ている。織田が浜は瀬戸内海の他の自然海岸と比べて特に保全の重要性が高いとは認められない。よって、埋め立ては国土利用上、適切かつ合理的である。

4 織田が浜の自然海岸の保全を定めた愛媛県計画は一般的に指針にすぎず、埋め立て免許を拒絶すべき根拠とはなり得ない。」

#### 〈右の判決理由の問題点〉

1 瀬戸内海で守らねばならないのは砂浜であり、砂の総量ではない。残された砂浜の中央部分では渚の砂が海底に移動しているだけと言っているが、そうであっても砂浜が減少しているということであり、砂の総量が変わらなければよいというのは、自然海岸の利用という観点を忘れたもの。

2 ほかに利用できる海水浴場があるという論法は、自然海岸を残そうとする、瀬戸内法の趣旨に反する。

3 瀬戸内法及び自然海岸保全地区条例に埋め立ての手続き規定があるのは、埋め立てを規制するためであり、埋め立てが行われることを当然の前提としているという解釈は誤りである。

4 自然海岸の保全と自然海岸の埋め立ては両立しない。

埋め立てでも保全したことになるとする判決は誤りである。

〈まとめ〉 瀬戸内法の根本的な理念をとりちがえた判決であり、瀬戸内海ではどこでも埋め立てができることを認めたもの」

九四年八月一九日に「織田が浜から公自治を考える会」代表の竹本千万吉が死亡しました（「訴訟関係年表」）。

九五年六月六日に埋め立て工事が完了し、七月一日に埋め立て地の富田ふ頭の使用が開始され、七月三日に第一船が入港しました（「年表」）。

九五年七月一七日、最高裁はこの日に判決を言い渡すという事前の連絡をしないまま、織田が浜訴訟の住民側の上告を棄却する判決を下しました。住民側は新聞社からの連絡でこの日に判決のあることを知らされました。上告棄却の判決理由は「埋め立て免許及び本件埋め立てに違法がなく、本件公金支出にも違法がないとした原審の判断は、正当として是認出来る。」というものでした。九五年七月二〇日発行の「裁判ニュース」二八号は、次のように述べています。

「本来であれば、この最高裁判決では『環境への影響が軽微』という言葉の意味が問われるはずであったし、瀬戸内海の環境保全のあり方や瀬戸内法の解釈が展開されることが期待されていた。しかし、今回の判決は、この期待を完全に裏切るもので、司法の最高機関としての職責を放棄したものと云える。」

九五年七月一八日付けの愛媛新聞は、「ふるさと砂浜を守ろうとした住民が、この訴訟を通して浮き彫りにした教訓は多く、全国の環境保護運動に与えた影響も大きい。織田が浜訴訟の第一の成果は、環境保全を理由に工事の事前差止めを求める住民訴訟の門戸が開かれていることを明確にした点だ。高松高裁は『差し止める公金支出の特定

がなく争訟性に欠ける』と門前払いたが、上告審判決は請求の対象を『一連の支出がある場合は工事自体の特定で足りる』とゆるやかに解釈する判断を最高裁として初めて示した。」と報道しました。

九五年八月三十一日付けの愛媛新聞は、「瀬戸内法の法的効力に疑問を投げかける意見が研究者の大勢をしめ、住民団体からは改正を求め声が強まっている。その背景には織田が浜訴訟がある。『埋め立て免許は違法』『違法な免許にもとづく公金支出は違法』という論法で埋め立て阻止をめざす住民側にとつて、瀬戸内法は『頼れる武器』になるはずだった。しかし、司法が示したのは『瀬戸内法は埋め立てを前提にしている』との結論。七月一七日の差戻し上告審判決は『埋め立て免許は適法』と断じた差戻し控訴審判決を承認して、住民側の上告を棄却した。横山信二松山大学法学部教授（行政法）が『法的効力を否定するに等しい判決』と酷評するように、同法の真価が問われた訴訟で、その無力ぶりを露呈した。

瀬戸内法で住民団体や研究者が共通して指摘するのは『自然海浜保全地区制度』と『埋め立てを抑制する制度』のあいまいさである。このほど松山市で開かれた第二一回瀬戸内シンポジウムで、同法改正が大きなテーマとなった。改正運動をリードする播磨灘を守る会の青木敬介世話人は『議員立法の原案には埋め立て禁止が明記されていた。今こそ原点に立ち返るとき』と話し、複数の法律家に改正試案を作成してもらおう方針。近く署名運動も始める予定。『よそでよくても瀬戸内海では駄目なもの、それが自然海浜の埋め立て。瀬戸内法があれば

こそ』（矢野眞之弁護士）という解釈は同法の趣旨からしてごく自然のもの。しかし、最高裁が『瀬戸内法は埋め立てを前提にしている』という結論を出した以上、この解釈が認められるためには、同法の改正しかない』と報道しました。

九五年八月二五日には織田が浜を埋め立てた今治市富田新港の今治港富田ふ頭開港を祝う記念式典が開かれました。これを報道した八月二六日付けの愛媛新聞は、「同港は昭和六二年（一九八七）着工、自然の海浜約五八〇メートルを埋め立て、三万トン級と一万五〇〇〇トン級バース、都市再開発用地など三四・一ヘクタールを造成。今年六月に完成し、七月から同港と韓国釜山港を結ぶ定期便が使用を開始した。造成地の売却は一三企業が仮契約の手續き中。九月議会の議決を経て本契約を締結し、今年末から企業立地が始まる見込み。埋め立てをめぐって住民が瀬戸内法に違反するとして工事への公金支出差止を求めて提訴。一一年余り争われたが、今年七月、最高裁が原告の上告を棄却、住民側の敗訴が確定した。」と報道し、同日付の愛媛新聞の「地軸」欄は「長い裁判を通して、『司法の結論は埋め立ては適法』というものだった。瀬戸内法も埋め立てに対して無力だった。環境保護の武器・切り札にはなり得ない、ということだ。住民団体が法改正の声を高めているのは当然と言える。織田が浜は常に新しい問題である。裁判を通して得られた教訓と『富田ふ頭』の下に白砂の浜があった事実は誰もが忘れてはならない。」と書きました。「富田ふ頭」の下に白砂の浜を守る住民運動があった事実を忘れてはならない、と言わねばなりません。



## 二、「織田が浜を守る」の歩み

一九八三年（昭和五八年）

今治市喜田村と東村の住民は織田が浜を埋め立てる港湾計画に反対して「織田が浜の渚を守る会」（喜田村世話人加藤広行・東村世話人飯塚芳夫）を結成して、二月一〇日すぎから「織田が浜を守るために新しい港湾計画の中止を求める請願書」の署名運動を始め、三月に入ると「通称織田が浜を守る会代表世話人飯塚芳夫」の名で、「織田が浜の白砂を守り三百年の青松を復活しよう」と呼び掛けたビラに織田が浜の歴史を記して今治市民や全国の自然保護団体に署名と募金を訴え、三月八日に「織田が浜を守る会」の代表二〇人が市議会議長に二〇、七四七人の署名簿を添えて請願書を提出した。署名の内訳は地元喜田村・拝志・東村二、一四〇人、旧市内三、一六六人、東部（蒼社川以東）一一、一一七人、西部（浅川以西）二、〇八六人、市外（越智郡・東予市）七二三人、三月八日回収分一、五六五人で、請願の紹介議員は共産党市議三人であった。

今治市議会の建設委員会は三月二二日に「織田が浜を守る会」（以下「守る会」）の請願を不採決としたため、「守る会」は三月二二日の午後七時から市内喜田村公民館で報告集会を開き、住民約九〇人が参加して、全県で五万人署名運動を進め再度請願すること、県内外の自然保護団体の協力を求めること、環境

問題の専門家を招いて講演会を催すこと、などを決めた。（朝日新聞八三・三・二四付）

戦時中の一九三七年から戦後の一九五三年まで織田が浜に近い今治市拝志に住んでいた横浜市在住の詩人羽生槇子は、織田が浜を読んだ詩が収録されている詩集『野と花の日々』・『わたしの民俗誌』を、三月三十一日に飯塚芳夫に贈り、「今はここに住んでいませんが私の心の中では浜はとても確かな私の生活領域です」と書き送った。

海 の 朝 羽生槇子

うみ わたしの青い 希望

五月の 朝 なぎさ

どこまでも歩いて 海そうをひろい

きれいな貝がら ぬれた素足

海の しんきろうへの 期待

日は のぼり 入江にそい つきでた砂地をこえ

わたしの足跡が 生れつづける

朝 海は 光っている

今治総合文化研究所（竹本千万吉代表）は、四月一六日（土）午後七時から「織田が浜を考える」と題する学習会を開いて住民一六名が参加し、羽生槇子の詩を読んで話し合った。

「守る会」は五月一日の今治地区統一メーデーのパレードにリヤカーを曳いて参加し、七五歳の飯塚芳夫が麦わら帽をかぶってリヤカーの中央に座り、その前に水着の人形を乗せ、「織田が浜を子孫に残そう」と書いたノボリを立てて行進した。

(愛媛新聞八三・五・二付)

新婦人今治支部などがつくっている「今治民主センター」

(代表大沢ケイ子)は、「五月一日にはお弁当をもって織田が浜で遊ぼう。署名運動もがんばりましょう」と呼びかけるビラを配り、五月一日には家族連れ約一〇〇人が織田が浜に集まり、一般市民数百人とともに水遊びを楽しんだ。

「守る会」は運動資金を集めるため、飯塚芳夫の著書『田舎教師』(一、〇〇〇円)の販売活動を五月から始めた。

飯塚芳夫は、五月中旬、喜田村・拝志・東村の全戸(約一、三〇〇戸)に埋め立ての賛否を問うアンケートを送り、喜田村(約九〇〇戸)の連合自治会は埋め立て反対を決議し五月二八日夜の「守る会」主催講演会の協賛を決めた。(朝日新聞八三・五・一九付)

五月二一日・二二日に千葉市で開かれた全国自然保護大会に「守る会」の会員が参加し、織田が浜を守る運動への支援が決議された。

五月二四日には喜田村地区連合自治会の呼びかけで婦人会・老人クラブ・富田小学校PTA・南中学校PTAなど地元八団

体の役員約一〇〇名が喜田村公民館に参集して、「喜田村織田が浜を守る会」(以下「喜田村守る会」)が発足した。(朝日新聞八三・九・二六付)

「守る会」は五月二八日午後六時半から今治市公会堂で東京都公害研究所次長田尻宗昭(『四日市・死の海と闘う』の著者)の講演会を開き、約三〇〇人が参加した。

六月四日には飯塚芳夫が経営する東村の飯塚塾で「守る会」の代表者集会が開かれ、今治市職員組合(委員長大沢博明)・市内各自治会・愛護班・文化団体の代表約三〇〇人が出席し、運動が全市にひろがっているため名称を「今治織田が浜を守る会」(以下「今治守る会」)と改称することを決め(毎日新聞八三・六・六付)、六月五日には「今治守る会」の約五〇人が、マイクロバスで織田が浜・桜井志島ヶ原・唐子浜や埋め立てられて自然海岸がなくなった鳥生・蔵敷地区、海水浴ができなくなった天保山・浅川地区など海岸線を視察した。

六月一日に「今治守る会」は市議会議長に四五、七五二人の署名で埋め立て中止を請願した。この日、新婦人今治支部(会長大西美歳)は埋め立て計画を審議する市議会の流通基盤整備特別委員会(六月二三日)の傍聴を要請したが、議長は六月一日にこれを拒否した。

六月二三日の特別委員会と六月二五日の本会議は「今治守る会」の請願を継続審査とした。

六月二五日には「今治守る会」主催の海開きが織田が浜で開かれ、親子連れ約一、〇〇〇人が参加し風船を飛ばして埋め立て反対をアピールした。

「今治守る会」には「喜田村守る会」ほか市内各地区の「守る会」と市職員組合、文化団体及び今治出身者による「東京織田が浜を守る会」（以下「東京守る会」）・「ニューヨーク織田が浜を守る会」（以下「ニューヨーク守る会」）などが加入している。（朝日新聞八三・六・二二付）

「今治守る会」は七月四日に八万人を目標に署名運動を進めること、裁判提訴の準備をすること、八月にシンポジウムを開くことなどを決め、この日、飯塚芳夫ら一三名が市長に会い、全市民が自由に参加できる計画説明会の開催を求める要望書を提出した。（朝日新聞八三・七・五付）

「今治守る会」は、この年（八三年）の夏の織田が浜海水浴客五万人を目標に「織田が浜観光マップ」を作成し、七月中旬以降の土曜夜市で配布し、五万人以上の海水浴客を集めて環境庁に主要海水浴場として認めさせるため、連日、会員が資金集めの売店を出し、ジュースなどを売りながら海水浴客の人数を数えた。（朝日新聞八三・七・一七付）

また「今治守る会」の母親グループ（「自然の中で子供を育てたい」という母親約五〇人）は、メンバーのタオルデザイン経験者長尾暁子がデザインしたTシャツ（九八〇円）を四〇〇

枚作製し（半分は予約済み。追加注文する予定）、七月一六日の土曜夜市で手作りの手提げ袋などとともに販売し、運動資金に入れた。（愛媛新聞八三・七・一五付）

八月一四日には今治市民会館で「今治守る会」主催の「シンポジウム織田が浜」が開かれ、Tシャツを着た市民約一五〇人が参加した。飯塚芳夫は冒頭の挨拶で「この夏、私たちは織田が浜に駐車場・シャワーなどを設けて利用を呼びかけ、八月一三日までに延べ一五万人が利用した」と述べ、向井康雄（愛媛大学）・柏木誠（京都大学）・串部宏之（大阪市立大学）・高崎裕士（高砂入浜権運動をすすめる会）・山口卓志（松山商大）・山田國宏（大阪大学）が問題提起して参加者が討論し、実行委員長竹本千万吉が「徹底的な学習から始めよう」と述べて七時間に及ぶ討論を締めくくった。（朝日新聞八三・八・一五付）

「今治守る会」の「母親の集まり」（代表長尾暁子）のメンバー約三〇人は、七月二日の「市長と語る日」に市長と会い埋め立て中止を訴えたが、市長は「市の経済発展のために港湾建設が大切だ」と主張した。市が港湾建設推進のPRを始めたのに対抗して「今治守る会」は九月八日にチラシ五万枚を各新聞に折り込んで市内の全家庭に配布した。

六月市議会に提出した請願署名は四六、〇〇〇人だったが、継続審査となったため、六月以降も署名運動を続け、九月七日までに新しく一六、〇〇〇人分が集まり、九月一四日に飯塚芳

夫ら二五人が市議会議長室を訪ね、二五、二〇二人の追加署名を提出し、六月提出分と合わせて七二、六五五人となった。

「今治守る会」の弁護士矢野真之ら十数人は九月二二日に参議院議員美濃部亮吉（前東京都知事）とともに環境庁に陳情し、九月二八日の市議会流通基盤整備特別委員会（以下「特別委員会」）の開会前に飯塚芳夫ら約五〇人が各議員の控室を訪ねて陳情したが、特別委員会では再び継続審査とした。推進派の保守系市議は「反対署名のうち今治市民は五九%で重複している者もいる」と言い、市理事者は市内在住者の署名は四一、八三七人と公表した。

「今治守る会」は一〇月二日に美濃部亮吉を招いて今治市民会館で講演会を開き約二〇〇人が参加した。美濃部亮吉は「自然破壊をくい止めることができるのは市民運動だけである」と訴え、詩人羽生楨子は「浜辺のくらし」、竹本千万吉は「今治市民は何を選択すべきか」と題して講演した。

「今治守る会」に加入している「織田が浜から今治を考える会」（以下「考える会」）（代表竹本千万吉）は一〇月九日の「みなと祭り」で歩行者天国となった市内常盤町で織田が浜の写真展を催し、パンフ一、五〇〇部を配った。

「今治守る会」は一〇月一〇日～一一日に会員増と資金確立をめざして会則（六か条）をつくり、会の目的を「織田が浜の渚と自然環境の保全」とし、これに賛同する個人と団体で構成

し、総会・世話人会・代表世話人会（一四人）を設け、会費一口月額一〇〇円、事務所は東村飯塚芳夫方におき、一〇万人署名運動にとりくむこと、運輸・建設・大蔵省・環境庁への陳情を決めた。（朝日新聞八三・一〇・一二日付）

「今治守る会」は一〇月一六日に「ニュースNo.1」、一〇月二〇日前後に「ニュースNo.2」、一〇月二三日に「ニュースNo.3」、一〇月二四日に「ニュースNo.4」、一〇月二七日に「ニュースNo.5」を発行して、市側の説明会の状況を宣伝した。

市側の説明会は一〇月一四日に桜井住民センター、一〇月一五日に立花住民センター、一〇月一九日に富田住民センター、一〇月二二日に鳥生校区は立花住民センター・日高地区は日高公民館、一〇月二二日喜田村公民館、一〇月二六日に城東公民館で開かれた。

「考える会」は一〇月二九日から十一月六日まで常盤町のセコイア画廊で織田が浜の渚を守る写真展を催した。

一〇月二九日の「今治守る会」の世話人会には三五名が参加し、市民投票条例制定を求める直接請求運動を起こすかどうかを討議したが、請願署名が不採決になった場合は監査請求をすることとした。

「今治守る会」とは別の立場で「なぎさを守ろう市政をわれらに直接請求市民連合」（以下「市民連合」）が一〇月七日に、今治バプテスタ教会牧師森山一弘、主婦笠井富子・富田千鳥、

会社員村上治の四人を請求者代表として、市民投票条例制定請求書と条例案を市長に提出し、代表者証明書交付申請手続きを行った。

条例案は、有権者四分の三以上が投票した市民投票で三分の二以上の賛成がなければ埋め立てができない、という内容であった。市は一月二日に請求者四名に条例制定請求代表者証明書を交付し、「市民連合」はこの日から市内で署名運動を始めた。一月二日までに有権者（九月二日現在八八、〇七四人）の五〇分の一以上の署名を添えて市長に提出しなければならぬので、「市民連合」は約七〇人の署名収集人を確保して毎日正午から二時間、街頭署名を実施し戸別訪問して署名を集めることとした。

一月一日には「喜田村港灣対策協議会」（以下「喜田村対策協」）の発会式に約四〇名が参加し、喜田村連合自治会長武田保を会長に選り「今治守る会」とは一線を画した運動を進める方針を決めた。（愛媛新聞八三・一一・一五付）

今治市職員と家族とは一月中旬に「渚を愛する会」をつくり「今治守る会」に加入し、一月二日に「ニュースNo.1」を発行した。「今治守る会」は一月一八日に衆議院総選挙二区の立候補予定者の六人に「瀬戸内海の環境保全」について公開質問状を送った。

一月二四日の市議会特別委員会は「今治守る会」の請願の

取り扱いについて協議し二月市議会で決めることにした。

「今治守る会」は、この日、新たに五、九七五人の署名を追加提出し、合計七七、六三〇人になった。市側は六月・九月議会に提出された有効署名七〇、三三四人、そのうち市内四一、二三人、重複を除くと三五、五四七人、このうち有権者数は推定二四、八八二人（有権者の二八・二五％）と特別委員会に報告した。

新婦人今治支部の有志は一月下旬に「青い渚の会」をつくり、一月二六日に「ニュースNo.1」、二月三日に「ニュースNo.2」を発行した。

「今治守る会」は一月二八日に市議三六人に公開質問状を送り「約八万人が陳情署名に加わっているがその声をどう評価されますか」と問い、二月五日までに回答を求めた。

一月二八日に衆議院が解散されたため、一月二二日から始めた「市民連合」の市民投票条例制定を求める署名運動は解散の翌日から投票日までの期間は実施できなくなつて一月二八日に中止し、一月一九日から再開することにした。来年の一月二日まで署名運動ができる。

「渚を愛する会」は一月三〇日に市内の河野会館で山口卓志（松山商大）の講演会を開いた。

「今治守る会」は横浜在住の作曲家大西進が作曲した愛媛合唱団の「織田が浜の歌」のレコードを一、〇〇〇円で発売し、

愛媛合唱団から合唱組曲「織田が浜」の作曲を依頼された大西進は構想を練るため二月に入って織田が浜を訪れた。(愛媛新聞八三・一二・六付)

「今治守る会」は二月八日に二〇、四六三人分を追加提出し、これまでの分と合わせて八八、〇九三人になった。

二月一五日の市議会特別委員会と二月二〇日の本会議は「今治守る会」の請願を不採択とした。本会議で賛成したのは共産党市議三人だけで、傍聴していた「今治守る会」の約三〇人は「社会党まで反対か」と言いながら市監査委員に埋め立ては違法であるとして監査請求を行った。

二月二二日に「市民連合」は「ニュースNo.2」を発行して署名を呼びかけた。目標は五、〇〇〇人で二月二〇日現在約二、四〇〇人、一月七日に市選管に提出する予定で、カンパは二月一八日現在三七、五〇〇円だった。

一九八四年(昭和五九年)

一月一日に「今治守る会」は織田が浜で初日の出を拝み「織田が浜延命祈願祭」と爪あげ大会を行った。一月一五日に「ニュースNo.8」を発行し、「一〇万人署名に立ち上がろう」と呼びかけ、現在、「喜田村織田が浜を守る会」、「拝志織田が浜を守る会」、「東村織田が浜を守る会」、「飯塚塾」、「渚を愛する会」、「青い渚の会」、「織田が浜から今治を考える会」、「立花織田が浜を守る会」、「東京守る会」、「京阪神織田

が浜を守る会」、「鳥生織田が浜を守る会」、「東門織田が浜を守る会」が「今治守る会」に加入して活動していると宣伝した。

今治市選挙管理委員会は、「市民連合」が提出した署名簿(二、五七四人)の審査結果を一月七日に発表し、有効署名二、九三四人(有権者の五〇分の一以上)で直接請求の条件を満たしていることを明らかにした。

「市民連合」は一月三〇日に署名簿と条例案を市長に提出したが、二月三日の臨時市議会は共産党市議三人を除く全会派の反対で否決した。

二月六日に今治市監査委員会は「今治守る会」(二〇団体、八〇〇人)の監査請求を棄却したため、二月二六日の「今治守る会」世話人会で行政訴訟を起こすことを決め、三月三日に原告団一、一〇三人で松山地裁に提訴した。この日、織田が浜訴訟団代表飯塚芳夫の名で声明を発表するとともに、一〇万人署名運動の推進を飯塚芳夫と矢野真之(弁護士。東京守る会)の連名で訴えた。

弁護団は矢野真之(東京。今治出身)、菅原辰治(松山)、青野秀治(大阪。今治出身)、三井一夫(東京)、藤田康平(東京。今治出身)、佐野隆雄(東京)、菅徳明(東京。今治出身)、小沢英明(東京)、矢内原泉(東京。今治出身)の九人で、そのうち五人の今治出身者は今治西校の卒業生で飯塚芳夫

・竹本千万吉の教え子であった。

矢野真之は三月に「裁判ニュースNo.1」を発行して訴状を紹介し、以後「裁判ニュース」で裁判の進行状況を宣伝しつづけた。(裁判については別稿参照)

喜田村対策協は三月一三日に代表四〇人が市に公民館・児童館の建設要望書を提出した。「今治守る会」から脱会した連合自治会長らで結成した「条件つき賛成派」と新聞は報道した。

(愛媛新聞・朝日新聞八四・三・一四付)

「地元喜田村の反対派と条件付き賛成派の対立がエスカレート」、訴訟原告団に加わる予定だった五七人が二月中旬頃から委任状の取消しを要求し、「原告になると娘が嫁に行けなくなる」、「負けたら何十万円も賠償を取られる」など圧力を受けた、と新聞は報道した。(愛媛新聞八四・三・三付)

「今治守る会」の大沢博明・矢野真之・羽生槿子らは美濃部亮吉とともに三月七日に環境庁に陳情し、三月一七日には「松山織田が浜を守る会」(三月三日宇都宮周策らの呼びかけで結成。以下「松山守る会」)の第一回総会が愛媛合唱団事務局で開かれ、林一幸(愛媛合唱団)が会長に選ばれた。

今治市議会は「今治守る会」が一、四九八人の連名で提出していた織田が浜海水浴場整備の陳情を三月二日に不採択とした。三月三〇日の「今治守る会」の「ニュースNo.9」は、三日の提訴・三月七日の環境庁陳情、「松山守る会」の発足、

今治市議会での海水浴場整備陳情不採択を宣伝し、五月三日の憲法記念日に「織田が浜シンポジウム」を開くことを予告した。

三月二十七日付の朝日新聞は「織田が浜保存運動女性たちの輪」という見出しで「地図とお弁当を手に朝から日暮れまで署名集めに歩く。三日目には足が丸太のようになる。『一人で一日二〇人がやっ』と言うのは夜外出したときさえなかった小沢和子さん(六六)。運動資金を得るため内職をはじめた。市主催の説明会にも手分けして出た。マイクを握る。賛成派からヤジが飛ぶ。『やめろ。おなごばす！(女のくせに)』。『これまで市にたてついたことはなかったんです。夫の会社での立場もあります。迷いましたが子供たちにどうしても自然を残してやりたいたくて』と原告団の一人として名をつらねた市川艶子さん(四六)。他の五五人もほとんどが市川さんと同じような立場の主婦たち」と報道した。

「考える会」の竹本千万吉は四月八日に一〇万人署名運動を呼びかける訴えを各方面に発送し、四月一〇日には「喜田村守る会」が「速報」を出して訴訟の提起について宣伝し、四月一四日の喜田村第二公民館での集会と五月三日の織田が浜シンポの案内を載せ、毎月第四日曜午前七時から行っている織田が浜清掃への参加を呼びかけた。この清掃は八三年一二月から今治総合文化研究所の呼びかけで毎月行われ、三月二五日には約五〇人が参加した。

四月一五日には「今治守る会」の七人が松山市駅前で署名とカンパを訴え、四月二二日の清掃には約五〇人が参加し「今治守る会」が肉めしを炊いて振舞った。四月二五日の「市長と語る日」には「喜田村守る会」の矢野亨ら九人が「なぜ住民投票しないのか」と追及し、女性たちは「きれいな渚を残して下さい」と訴えた。

四月二七日には「今治守る会」の「ニュースNo.10」が発行され五月三日のシンポ参加を訴えた。

五月三日正午から今治市民会館で開かれた「今治守る会」主催の「織田が浜シンポジウム」では松山、新居浜、県外からもふくめて約三〇〇人が参加し、弁護士西村忠行（瀬戸内の環境を守る会事務局長）・布施慎一郎（京都大学付属白浜瀬戸内臨海実験所）・伊藤護也（広島大学）・高崎裕士（入浜権運動推進全国連絡会代表）・田尻宗昭（東京都公害研究所）・美濃部亮吉（参院議員）が講演し、参加者発言のあと「織田が浜アピール」を採択し「織田が浜の歌」を斉唱した。

合唱組曲「織田が浜」は八三年一〇月に愛媛合唱団（曾根健治団長）が「今治守る会」の依頼でレコード化（シングル盤）した山本五郎（今治市職員）作詩・大西進（横浜市在住）作曲の「織田が浜の歌」を核にして製作し、第一楽章は羽生槇子（横浜市在住）が作詞し、第二楽章は大西進作詞、第三楽章は西山良平（今治市在住）、第四楽章は和田満智子（松山市在住）

が作詞し、第五楽章は「織田が浜の歌」が中心で、演奏時間二分五秒の大曲である。五月一八日に愛媛合唱団定期演奏会（松山市民会館）で発表し、六月三日に今治中央住民センターで開いた愛媛合唱団チャリティコンサートで上演した。指揮は林一幸、ピアノは愛媛合唱団の更屋ゆか・佐古比都美のほか愛媛大学教育学部特音科の岡本久仁子、合唱には愛媛労音合唱団も協力した。五月二五日の「今治守る会」の「ニュースNo.11」は合唱組曲「織田が浜」が五月一八日の愛媛合唱団定期演奏会で発表されたことを宣伝した。

六月一〇日には「今治守る会」主催の「渚を守る市民のつどい」が今治中央住民センターで開かれ、淡路剛久（立教大学教授）や天草荅北町の「火電に反対する町民の会」代表団を招いて話し合った。この日八ヶ岳で開かれた全国自然保護大会に「今治守る会」の会員が参加し「織田が浜を守る決議」が行われた。

「喜田村守る会」は六月二二日の「ニュースNo.12」で全国各地の自然環境を守る運動を紹介した。七月一日の海開きでは約三〇〇人が参加して風船を飛ばした。「今治守る会」ではシーズン中救護所を開設した。

七月二七日、二八日には愛媛原水協提唱の「渚と平和を守る織田が浜フェスティバル」が開かれ、愛媛合唱団が出演し、「渚と平和を守るアピール」が発表された。ついで「今治守る



会」は八月五日に「織田が浜を守るアピール」を発表した。

「喜田村守る会」は八月一日の「速報」で八月九日の中央港湾審議会で環境庁が埋立て計画の手直しを求め今治市長も了承したことを宣伝し、八月一八日夜、喜田村第二公民館での報告会に参加を呼びかけた。「今治守る会」も八月一三日の「ニュースNo.13」で環境庁が埋め立て計画を手直して十一月の中央港湾審議会に再提出することを今治市に指示したと宣伝し、八月一五日に声明を出して埋め立て計画の再検討を訴え、八月二日にはメンバー四〇人が市長と会い、意見書と要望書を提出し、港湾計画は蒼社川以西で対応すること、織田が浜には一メートルも立ち入らないこと、変更案は市民の納得を得たうえで市議会です承のあと提出することを要望した。

運輸省は八月九日の中央港湾審議会で織田が浜埋め立てが条件付きで認められたとして、八月二七日に今治市長に対し第三次港湾計画を認可すると通知したので、今治市は八月二八日に第二次港湾計画の概要を発表した。

富田地区住民は八月三〇日に地区有権者の半数を超える三、九六二人の署名で埋め立て計画の変更を市に要望した。

今治市は九月一日に埋め立て位置を北西へ二〇〇メートルずらす修正案を市議会全員協議会に報告して了承された。この変更によって織田が浜は一、五キロのうち五〇〇メートルが埋め立てられる（埋め立てられる浜の延長を七〇〇メートルから五

〇〇メートルに短縮）ことになった。

「鳥生織田が浜を守る会」の徳丸延子は六月から八月にかけて織田が浜の夏を撮影したカラー写真の絵はがき四〇〇枚を作成し一枚一〇〇円で配布した。（朝日新聞八四・九・七付）

「今治守る会」は九月一四日に一七、〇一三人の署名で織田が浜完全保存を市議会議長に陳情した。同じ日に、「喜田村対策協」は埋め立て計画推進の声明書を市議会議長に提出した。

「今治守る会」は九月二六日の「ニュースNo.15」で「これまでに市議会及び中央官庁に提出された反対署名は三〇万人を超え、市議会だけでも昨年未までに約一万人を超え、うち六万余が今治市内の住民、九江市議会にもわずか一〇日あまりで一七、七二人の陳情署名が集まった。市当局は露骨な分裂策動に狂奔し、一握りの住民（わずか四〇余人）を使って埋め立て促進運動をやっている」と訴えた。「今治守る会」は一〇月一四日も織田が浜を校区内にもつ富田地区有権者の七割にあたる五、二四六人の埋め立て反対署名を提出して、市長と市議会議長に計画変更を陳情した。

一〇月一九日の今治地方港湾審議会は今治市長から諮問された第三次港湾計画修正案を承認した。この日、「今治守る会」は抗議の声明書を発表し「今後は裁判をふまえて世論を高める目的達成まで頑張り」と述べ、一〇月二〇日の「速報」で一〇月二六日の松山地裁第二回口頭弁論の報告会を喜田村第二公民館

で開き、弁護士矢野真之・青野秀治（玉川町出身、今治西校卒、大阪大学卒）が報告することを宣伝し、一〇月二六日の声明では「裁判の前途に確信をもって前進する」と述べた。

一〇月二七日の今治市議会特別委員会と一〇月二八日の本会議は、「今治守る会」が一七、二六三人の署名で提出した「織田が浜完全保存」の陳情を不採決とした。

「今治守る会」は一一月一五日の「ニュースNo.16」で、「緑か安保かー逗子市民は勝った。渚か港かー今治市民は勝てる」と宣伝した。

一一月一七日の日本科学者会議主催第九回市民講座（松山市民会館）では飯塚芳夫が問題提起し、向井康雄（愛媛大学）の司会で「みなとかなぎさか」と題するシンポジウムが開かれ、今治市の地元女性ら約七〇人が参加した。

一一月二八日には「今治守る会」の武内茂夫と矢野和子が「東京守る会」代表や参議院議員美濃部亮吉とともに環境庁長官に織田が浜保存を陳情し、一月中旬から今治市内の各家庭に色紙を廻して主婦や子ども約七〇人が願いを書いた色紙五枚を環境庁長官に提出した。

一二月六日の中央港湾審議会は今治市が提出していた埋め立て計画の位置を北西二〇〇メートル移動させる修正案を承認した。この日、「今治守る会」は「声明」を発表し「今治市百年の大計のため勇猛邁進する」と述べた。

一九八五年（昭和六〇年）

一一月一九日・二〇日に松山市の文教会館で開かれた日本科学者会議瀬戸内委員会（実行委員長曾山義明愛媛大学教授）主催の第一四回瀬戸内シンポジウムの一環として、「織田が浜現地集会」が飯塚芳夫らの呼びかけで開かれ、一月一八日夜桜井志島ヶ原の桜井荘で西村忠行弁護士（瀬戸内の環境を守る会事務局長）ら二三人が「今治守る会」の会員と交流会を催し、一月一九日朝には織田が浜の現地視察を行い、同日の今治市民会館での「支援と連帯の集会」には約六〇人が参加して飯塚芳夫があいさつし、織田が浜保存の要請文を採択し、西村忠行ら二三人が要請文を市に手渡した。一九日午後の松山でのシンポジウム全体会議では竹本千万吉が「織田が浜の渚を守る闘い」と題して特別報告し、二〇日の分科会では山口卓志（松山大学）が織田が浜問題について報告した。

「今治守る会」は一二月七日から織田が浜に風向風速計を据付け漂砂の移動観察をはじめた。漂砂の移動は今治市が主張する北西方向ではなく逆に南東に向う為埋め立てを行えば残された砂浜は減少することを実証するためである。この日は約二〇人が参加し、以後毎日午前九時と午後三時に浜の近くに住む会員三名が風向と風速を測定し、他に海岸八カ所毎週一回砂の状況を写真に記録することにした。

「今治守る会」は、一二月九日の「ニュースNo.17」で、二月

六日の松山地裁第三回口頭弁論の報告会を当日夜、喜田村第一公民館で行うことを予告するとともに、漂砂問題について宣伝した。ついで「ニュースNo.18」では「今裁判で何が争われているか」と題して「今治守る会」と市側の主張を紹介した。

「喜田村守る会」は四月十一日の「速報」で「今治守る会」の観測で漂砂は南東に動くことが判明したこと、四月二十四日の松山地裁第四回口頭弁論傍聴に喜田村からマイクロバスを出すこと、その日の夜に喜田村「ひだまりの部屋」（第一公民館の横）で矢野真之・青野秀治両弁護士のカリフォルニア州沿岸保護局のピーター・ブランドと名古屋大学教授森島昭夫が講演することを宣伝し、参加を呼びかけた。「今治守る会」は四月二十四日の「ニュースNo.19」で第四回口頭弁論の原告・被告の主張の要旨を紹介した。

飯塚芳夫は六月にこの二年間の活動を綴った『小説織田が浜』（東京・武蔵野書房刊。一、五〇〇円）を刊行し、利益金は運動資金に入れた。横浜在住の詩人丹生槇子夫妻も織田が浜の住民や出身者六四人の詩や作文を編集した『海とにんげん』織田が浜の入浜慣行集』（東京・新宿書房）を刊行した。

「今治守る会」主催の七月七日の「海開き」には幼児・小学生ら約五〇〇人が参加した。七月二七・二八日には「今治守る会」・「瀬戸内の環境を守る連絡会」・「科学者会議瀬戸内委員会」・「瀬戸内環境保全研究所」共催の「第一一回瀬戸内沿岸住民集会・今治織田が浜大会」（今治市民会館）が開かれ、

二八日午後六時から愛媛原水協提唱の「平和と渚を守る織田が浜フェスティバル」に合流し、宝さがし・桃ひろいを行った。住民集会では、向井康雄（愛媛大学）・武内茂夫が司会し、飯塚芳夫が基調報告・柴田悦子（大阪市立大学）が記念講演、竹本千万吉が漂砂について報告したあと、「今治守る会」の岡田恭子が決議文を読み上げて採択し、閉会の挨拶をした。会場には昨年未死去した元参議院議員美濃部亮吉の遺影を未亡人時子が持参して壇上に飾った。

「今治守る会」は八月三日の「ニュースNo.22」で八月一日に今治市内の河野記念館で「世界の環境問題について講演と懇談の夕べ」を開催し、アメリカのカリフォルニア州沿岸保護局のピーター・ブランドと名古屋大学教授森島昭夫が講演することを宣伝した。この講演会には約七〇人が参加した。一月一日には飯塚芳夫・武内茂夫らが記者会見し、八六年一月五日告示・一月一二日投票の今治市長選に向けて「明るい今治市をつくる会」（つくる会）を結成することを発表した。「明るい今治市をつくる会」の代表委員には飯塚芳夫・武内茂夫・赤尾初太郎が選ばれ、事務局長は岡田英和（共産党市議）で「憲法をくらしに生かし、市民参加の市政」をめざした。

一九八六年（昭和六一年）

「つくる会」は飯塚芳夫を市長候補に擁立して市長選を闘い、一月一二日の投票日に一二、〇三七票（得票率二五・一二％）

を得たが、埋め立て推進中の現職岡島一夫が三五、八六八票（得票率七四・八七％）で当選した。

「今治守る会」は一月三〇日の「ニュースNo.23」で「新春早々市長選で会員のみなさんの献身的なご協力で悔いなき実績をあげることができた。全国から健闘をたたえる電話や手紙が多数よせられ地元今治でもさわやかな善戦をふりかえり決意も新たに織田が浜を守る運動に意欲的にとりくんでいる」と述べた。

七月一三日の「海開き」には約二五〇人が参加し、風船を飛ばし、今治市民合唱団の指導で「織田が浜の歌」を合唱し、宝さがしを楽しんだ。この日夜、「今治守る会」主催の「講演とスライドの夕べ」が今治市民会館で開かれて約二〇〇人が参加し、木村春彦（京都教育大学）と竹本千万吉と武内茂夫が講演し、「考える会」が二年がかりで砂州の状態を写したスライド「砂は南に流れている」を上映した。「今治守る会」は、この月、「港湾計画の変更を求める陳情書」を市長に提出し、漂砂問題について再検討し埋め立て計画を変更することを要望した。七月二十九日には松山地裁の訴訟で飯塚芳夫に対する出張尋問が行われた。病氣療養中で出廷できないためである。

「今治守る会」は「織田が浜育ち」で横浜在住の画家長野ヒデ子と詩人羽生穂子が作成した「絵はがき織田が浜」六枚セット（四〇〇円。五、五〇〇セット）を発行し、全国から注文が相つぎ売上金は「今治守る会」にカンパされた。

九月一八日には「今治守る会」の「埋め立て計画の変更を求める意見書」が六、八〇九人の署名を添えて市長に提出された。「考える会」代表竹本千万吉は一〇月中旬に「織田が浜に学ぶ」と題して織田が浜を守る運動の歴史をまとめ、今治総合文化研究所（代表竹本千万吉）の機関誌『燧（ひうち）』に連載することにした。

一九八七年（昭和六二年）

二月二六日に飯塚芳夫（七八歳）が死去し、二七日の葬儀には約五〇〇人が参列した。

その直後の三月二日に運輸大臣は織田が浜の埋め立てを認可した。「今治守る会」の世話人代表武内茂夫は「飯塚さんの遺志を継いで法廷闘争をくりひろげ最後まで闘いぬく」と語った。（愛媛新聞八七・三・三付）

三月七日に飯塚塾は閉鎖された。飯塚芳夫は一九二八年（昭和三年）愛媛師範卒業後、現在東予市の楠河小学校や現在今治市の桜井小学校・日高小学校・乃万小学校に勤め、一九四九年（昭和二十四年）から東村の自宅で飯塚塾を経営し、三七年間に約一、五〇〇人の塾生を教えた。

今治市は四月から埋め立て工事に着手した。

七月三十一日・八月一日には「全国自然保護連合」主催の「織田が浜大会」（実行委員長竹本千万吉）が今治市湯の浦ハイツで開かれ、立川涼（愛媛大学）・宮本憲一（大阪市立大学）が

講演した。

一月四日には松山地裁第一四回口頭弁論で結審となった。

一九八八年（昭和六三年）

「今治守る会」は一〇月二二日の「ニュース」で一二月二日に松山地裁で判決が行われるので喜田村からマイクロバスを出すこと、判決後午前一〇時半から松山市番町公民館で記者会見と報告会、同日午後五時から今治市民会館で報告会を開くことを宣伝し、傍聴参加を呼びかけた。

一〇月二四日に「織田が浜訴訟原告団」は「織田が浜訴訟の判決に臨んで」と題する声明を発表し、「裁判所は行政に屈しない勇気を期待し勝訴を確信する。裁判中にもかかわらず埋め立て工事を開始した今治市に強く抗議し工事中止を求め」と述べた。

一月二日に松山地裁は原告の請求を破棄する判決を行い、原告団は直ちに高松高裁に控訴した。

一九八九年（平成元年）～一九九五年（平成七年）

八九年七月七日の高松高裁第一回口頭弁論には「今治守る会」がマイクロバスを出して傍聴した。

九一年五月三十一日に高松高裁は住民側の訴えを却下する判決を行い、住民側は六月一日最高裁に上告した。

九三年九月七日、最高裁は高裁の判決を破棄し差戻しとする判決を行い、九四年三月八日に差戻し審の第一回口頭弁論が高

松高裁で開かれ、六月二四日に埋め立てに違法性はないとする差戻し審の判決が出たため、住民側は直ちに再び最高裁に上告した。

九四年八月一九日に竹本千万吉が死去し、九五年六月六日に埋め立て工事が完了し、この年七月一七日に最高裁は住民側の上告を破棄した。

武内茂夫原告団団長は「行政寄りの判決が通例となっているので、こういう判決があると予想していた。初心の通り渚を守る運動を今後も続けていく。織田が浜の浸食が続いていることはまぎれもない事実で、砂浜の状況を綿密にとらえて住民に訴えて対応策を行政当局に提起していきたい」と語った。

「織田が浜の朝はまばゆい。『さあーて、やるかね』浜まで自転車で来た家庭裁判所の職員矢野亨さん（五八）がゴミ袋をひろげる。『今日はいいい天気ぞね』と相づちを打つのは妻の和子さん（五八）。二人が浜の掃除を始めたのは八三年。和子さんはこう言った。『浜とともに生きたいと思うことが困難な世の中って悲しくなります』（朝日新聞八六・三・七付）

（本稿は山下武都美氏所蔵「織田が浜関係資料」によりまとめた）

二、聞き書き

「織田が浜を守る会」の

女性たち

■座談会 私と織田が浜

日時 一九九五年七月三〇日(日)

場所 今治市 矢野 和子宅

出席者 「織田が浜を守る会」会員

岡田 恭子 山岡 マサエ

武内 宏子 山下 武都美

徳丸 延子 渡辺 スズ子

矢野 和子

聞き手 「女性史サークル」会員

青野 淑子 川又 美子 工水戸 富士子

篠崎 勝 白田 恒子 山岡 ヨシ

横川 節子

げ、叫ばなくてはならないと思って運動に加わり、十二年間、運動をつづけてきた。

武内 幼いときから海とかかわりながら育った。織田が浜を守るのは市民としてやらねばならないことだと思って運動を進めてきた。

山岡 織田が浜の近くに住んでいる者の一人として、この浜を守る運動に加わった。

矢野 行政に対抗する住民運動は初めての体験だったが、裁判所に勤めていた夫も反対運動を陰で支えてくれていたので心強かった。

徳丸 一四年前に新居浜から今治へ引っ越して来て、織田が浜のすばらしさに感動した。

埋め立てられると聞き、PTAの役員をしていたので、PTAの母親たちに呼びかけて飯塚さんの進めている埋め立て反対運動に加わった。

渡辺 西条市から今治市に移住して二〇年になる。はじめて織田が浜を見たとき、すばらしいと思った。この白い砂浜を子供たちのために残しておきたいと思い、飯塚先生が一身を捧げた運動に感動して加わった。開発の名による自然破壊は許せないと思った。

1 織田が浜を守る運動にかかわった動機

岡田 主婦で琴の師匠をしている。市の計画に反対するのにはプレッシャーが強く、反対運動に加わるのは勇気がいっぱい、やせる思いがしたが、市民ひとりひとりが声をあ

山下 市職員組合の一員で、織田が浜埋め立て反対運動に表立って活動することはできなかったが、裏方で守る会の運動を支えた。市職員組合のうちには、埋め立て反対運動

に批判的な人も多く、約一〇〇人くらいが織田が浜問題で組合脱退を申し出た。

岡田

それまでは自然の涙があることを当たり前のよう思っていたが、涙がなくなることを知って立ち上がった。

私に郷土愛があったのだと思う。土足で踏みじられるという思いであった。胸の底から燃えあがるものを感じた。残念なのは、一部の人しか立ち上がれなかったということ。しかし、わずかな者でも反対して運動しなければならぬと思った。運動に加わって抜けて行った人も多い。燃えすぎると、長く続かないということかも知れない。

## 2 守る運動のなかでどのような活動をされたのですか

山下

署名運動や裁判の傍聴や市・環境庁への交渉・陳情などに皆が参加した。

私は表に出られないので、ニュース係をつとめたり、母の名前で国の港湾審議会の委員に手紙を書いたりした。港湾審議会委員の朝日新聞論説委員の栗田さんが現地を見に来てくれて、「おかしいんじゃないか」と言ってくれた。

岡田

市会議員や国会議員にも陳情に廻った。初めての体験で身の細る思いだった。結果は行政の決めた通りにしかならないので虚しさを覚えた。

署名運動は一軒一軒訪ねた。留守の家が半数以上で、二度、三度訪ねて署名してもらった。これをしないと涙は残らない、という思いで署名運動をした。怒鳴られることがあり、自分の欲得のためにしているのではないのに、なぜ叱られねばならぬのか、と情けない思いがした。主婦の方がたくさん署名を集めに廻った。

織田が浜問題の講演会では、宮城道雄作曲の「春の海」を演奏した。母は琴の師匠が反対運動するのはやめなさいと私をたしなめたが、自分が後悔することのない生き方をしたい、と改めて運動を続けた。

武内

市は署名簿をチェックし、署名した住民に圧力を加えた。はじめは市の職員も保母も教師も署名してくれたが、市の圧力で署名しなくなった。商店でも署名すると商売がうまく行かなくなると脅したり、息子が教員をしていると息子のためにならないと言われた。

山下

保母の署名が多いので市は保母を対象にした港湾計画の説明会を開いた。次の署名運動から保母たち市の職員は署名しなくなった。

今治外在住者の署名は、市が反対署名の人数から除外し

た。

岡田 それでも「静かな善良な家庭の奥さん」だった女性がた

くさん署名運動に取り組んでくれた。

渡辺 織田が浜は遠浅のよい泳ぎ場だった。今は砂浜が傾斜し

て危ない。「守る会」のテントで海水浴の子どもの保護

をしながら、砂浜がだんだん傾斜してゆくのを観察し続

けた。砂は海の汚染を浄化する役目をしている。市役所

では、砂の傾斜は認めるが、砂は減っていない、と言わ

れた。裁判中は埋め立て工事をストップさせることが出

きないでしょうか、と言うと、出来ないそうです。

山岡 市のアセスメントは市に有利なものだったので、独自の

調査をすることになり、飯塚さんが風力観測をしてくれ

る人がほしいと言われたので、子どもときから織田が

浜に親しんできた私は、毎日、午前九時に風向き、風速、

風力を計測し続けた。計測器は盗られるといけないので、

浜に冷蔵庫を置いて、そのなかにしまっけて鍵を書けるよ

うにした。

山下 市は消防署の上から測った古いデータを出して、アセ

スメントをつくっていた。「環境アセスメント」ではない

かと言われていた。

徳丸 竹本千万吉先生と「織田が浜から今治を考える会」をつ

くり、市のアセスメントが間違っていることを実証する

ため汀線の観測を続け（構築物ができると、海に向かっ

て右側がえぐられ、左側に砂がたまる）写真を撮り続け

た。海浜植物の調査もして、スライドづくりや学習会を

開いた。浜の清掃も、「守る会」と「考える会」が一緒

になって、一九八三年二月に第一回を行ってから、毎

月一回、第四日曜に実施し、一二年間続けてきた。

海浜植物は年々減っているが、今でもコーボームギ・カ

ワライサイコウ・ハマゴ・ハマボーフなどがある。富田川

の河口は海浜植物の宝庫だったのに、市は山の土を持っ

て来て浜に客土したため雑草が混り、それに負けて浜の

植物はダメになった。ハマヒルガオやオカヒジキの群生

がなくなった。

武内 生活の苦しい人からも毎月一、〇〇〇円の「守る会」会

費を出してもらってきた。10余年で10何万円も出し

てもらった。

岡田 はじめは飯塚先生が運動に必要なお金を出してくれてい

た。自分のお金がなくなるまで出してくれた。それから

会費を月一、〇〇〇円ずつ集めることにした。

武内・徳丸、飯塚先生がおられなかったら、この運動は起らな

かった。矢野真之弁護士も飯塚先生の塾の教え子だった。

武内 徳丸さんや渡辺さんは他所から今治へ移ってこられた人

だが、他所から移ってこられた人がよく頑張ってくれた。

矢野 市内の自治会長（町内会長）たちも、はじめは署名運動

に加わっていたが、市の港湾対策協議会がつくられて、



そのメンバーに入れられてから、反対運動はしなくなつた。「守る会」に踏み止どまった自治会長は三名であつた。

訴訟の原告団に加わってくれた人のうちからも原告団からおろしてくれという人が相次いで矢野弁護士宅を訪れてきた。自治会長、土建業者、学校の教師が原告団の名簿から脱落した。喜田村では部落が割れて、しこりが残つた。

山下 市が原告団をおりる意思表示の文案をつくって原告団に加わっている住民に働きかけた。原告団をおりないと息子や娘の就職や結婚に差し支えるぞ、と触れ廻つた。市主催の校区別説明会が開かれて反対運動を抑制した。

矢野 原告をおろしてくれ、と言われておろす手続きをした。ここに出席の皆さんは全員原告団に加わっている。市は埋め立て賛成者を観光旅行に連れて行ったりしている。

山下 行政側の圧力で織田が浜埋立て反対の署名をしなくなつた人は、それ以外の署名運動にもあまり関わらなくなつてしまった。

岡田 これだけ署名を集めても、市も裁判所も耳をかそつとしない。

徳丸・武内 署名運動で住民に宣伝し、住民が自覚することに

大きな意味があつたと思う。

徳丸 「守る会」主催の海開きが毎年織田が浜で開かれ、今年で二・三回になる。第一回は一九八三年六月二五日だった。風船やアドバルーンをあげてとてもにぎやかだったが、風船は魚が食べると死ぬし、アドバルーンもお金がかかるのでやめた。

山下 地元の方がご馳走をつくって持ち寄ってくださり、行事が終わってから楽しくいただいた。

徳丸 子供連れで毎年参加していたが一三年経って子供も大きくなり私も年をとつた。

山下 海開きは皆が弁当をつくってきて触れ合いの輪が広がつた。

徳丸 海開きには風船に願いごとを書いて飛ばしたり、Ｔシャツをつくって夜店で売つたりした。織田が浜には約二〇万人が海水浴に訪れていた。

武内 市は埋め立てに川崎市黒いへドロを持ってきている。新しい土を入れると言っていたのに。へドロはタダだから。

徳丸 織田が浜の埋立てで構造物が出来たため、織田が浜の東の唐子浜も砂浜が減り始めた。

武内 松山地裁の裁判官は判決前に織田が浜を歩いてまあまあの一番判決（埋立ては瀬戸内法の趣旨に合わない）が出

された。

徳丸 一審判決では砂浜に与える影響は軽微ではないと言って  
いる。

### 3 運動のなかで学んだこと、いま強く訴えたいこと

武内 市議会や裁判が住民の意思に応えるものでないことを学  
んだ。

岡田 生きていくうちに目が開けてよかったと思っている。  
いろいろな人との出会いを体験して幸せだった。

矢野 それまで政治に無関心だったが政党や政治、行政の動き  
に関心が深まり、敏感になった。

山下 人と人のつながりを学んだ。

渡辺 自然は破壊したら元へ戻らない。素足でお金がかからな  
いで遊べるところは自然の浜以外にない。

岡田 自然を破壊したら人間がしっぺいがえしをされる。

山下 市は経済優先で埋立てを強行したが、そのために失われ  
たものが大きかったことを訴えたい。海辺にプールをつ  
くるより浜を残してもらいたかった。

岡田 上の人は経済優先だが、自然を残すことを住民の一人ひ  
とりが声を大きくして言わなければならぬ。

渡辺 行政は住民の意向を聞いて計画し実行してもらいたい。

開発をストップさせ、お金で買えない自然を大切にしてい  
残したい。

武内 行政は企業のために事業する。業者の儲けに加担してい  
る。住民のくらしや環境をよくするための事業はしない。  
そのことを若い人たちに語りつがねばならない。

矢野 政治に無関心な住民が多い。無関心が一番こわい。裁判  
では敗訴したが、裁判記録は他の地域の運動に役立つし、  
ムダなことではない。

勝ち負けは別として、貴重な運動をしたと思っている。  
いかに住民の無関心・無責任がこわいかわかった。

徳丸 「埋立ての是非はやってみないとわからない」「反対運  
動は人がしてくれるもの」という考え方が、織田が浜を  
つぶした。

裁判の進行中は工事を差し止めることが必要ではないか。  
仮処分申請ができるような法律をつくってほしい。

何度も何度も署名運動をくり返したが、署名さえすれ  
ば反対運動をしているのだという安易さを生まなかった  
だろうか。署名の意味ももう一度考え直したいと思う。

岡田 勝ち負けの問題ではない。勝ち負けで判断してはいけな  
い。歴史が証明してくれると痛切に思う。裁判の結果を  
気にしていない。決めるのは裁判官でなく歴史である。

自然大好き 人間大好き

徳丸 延子

私は一九四二年（昭和一六年）に香川県三豊郡豊浜町でうまれました。父は医者で、芦屋市出身の母は、父が和歌山の日赤に勤めていたとき結婚し、夫の故郷の豊浜に帰り、私を産んだのですが、祖父母や小姑のなかで苦労したようです。がんばり屋の私の気質は母ゆずりです。

私は体が弱く小学校も三分の一ぐらいいは休み、中学でも長期欠席が続きました。中学二年のとき、父が愛媛県壬生川町（現在東予市）の富士紡に転動したので壬生川町に移り、今治西校に入学して汽車通学しました。その頃から健康になり、たくましくなりました。

ピアノを習っていて、大阪教育大学の特音に入学し、大学一年生のとき六〇年安保闘争を経験しました。一日何時間もピアノを弾いていて、それまでは政治的な問題にはまったく無関心でしたが、私の入っていた女子寮が学生運動の中心になっていたので、私も自治会活動を手伝ってガリ版のビラをつくっていいました。六〇年安保闘争の経験がなかったら、現在の私はなかったと思います。

夫も信州大学の学生るとき六〇年安保闘争を経験しています。

私が住民運動にかかわることを理解してくれており、織田が浜埋立て反対運動を支えてくれました。

結婚したとき、夫は岡山大学の医局に勤めて無給でした。見合いですでしたが、夫は結納はしないといい、私はピアノ教師をしていて結婚費用は自分でつくりました。

夫が今治西校で教えてもらった竹本千万吉先生夫妻に仲人を頼み、今治教会で挙式しました。その後一五年程して私は洗礼を受けました。夫は越智郡宮窪町（大島）生まれで、高校生のときは今治市に下宿し、竹本先生に傾倒して先生宅によく出入りしていました。夫も私も実家の援助は受けず、アルバイトだけの苦しい生活のなかで、子どもを三人産んで育てました。

一九七一年（昭和四六年）に夫が新居浜市の住友別子病院に勤めましたので、三年半住んだ岡山から新居浜に移り住みました。新居浜に十年住みました。

夫は開業する気はないと言っていました。夫の母がなくなり、あとに残って島で一人暮らしをしている父の面倒をみる都合もあって、一九八一年（昭和五六年）に今治市の現在地（北高下町）で、皮膚科の医院を開業して移り住みました。

ここは、蒼社川口の東の鳥生と言う地域でもともとは一面蓮根の田が広がっていたところ。北高下と言う地名は後から区画整理でできたものと思います。織田が浜へは自転車で一〇分位ですぐ近いです。

岡山でも新居浜でも、こんな美しい砂浜は見たことがなく、ここに住んで織田が浜を見て感動しました。

私に移ってきた一九八一年（昭和五六年）から、小中学校の給食をセンター方式から自校式に改める住民運動が始まりました。

当時、私は長男・次男の通っていた鳥生小学校のPTAの役員をしていましたがすぐさまこの運動に加わりました。当時、今治市内では今治駅近くの今治小学校だけが自校式で、その他の小・中学校はすべてセンター方式でした。この運動で、まず鳥生小学校が自校式にかわり、つづいて国分小・桜井小・中立花小も自校式に改められました。この給食運動にかかわった鳥生小PTAの母親たちが、織田が浜を守る署名運動にも参加してくれたのです。

一九八三年（昭和五六年）二月に飯塚芳夫先生が織田が浜埋立て反対の署名用紙を新聞折込みにいれて、署名運動を呼びかけられました。私は個人的に鳥生小PTAの母親たちと話し合って署名運動に取り組むことを決め、署名用紙をとりまとめる役を私が引き受けました。

この年（昭和五八年）五月には「織田が浜を守る会」主催の講演会（講師田尻宗明）が市公会堂で開かれ、私たちも参加しました。「守る会」に入っているとと言っても会費を納めて入会手続きをするということではなく、署名運動をしていることが

「守る会」の活動をしていることを意味していました。「守る会」の会費を集めるようになるのは、その二年後位からだと思います。

はじめ頃の署名運動は、みんなが署名用紙を廻して集約すればよかったのですが、市が埋立て促進を支持する市民による「対策協議会」をつくってからは署名運動が困難になり、戸別訪問して署名集めをするようになりました。

私は新居浜に住んでいた頃から竹本先生の今治総合文化研究所（「今研」）の月一回（第三土曜午後七時～十時）の歴史講座（竹本先生）に参加していました。「今研」は八一年（昭和五六年）五月四日に創立されました。私はこの年七月に今治市に移ったのです。今研の活動の中の学習会では、竹本先生やその他の会員が時事問題について問題提起して話し合います。毎回の参加者は最初約三〇人ほどですが、女性は大変少なかったです。「織田が浜」問題の学習も「今研」でつみ重ねました。「今研」にかかわることによって私の社会問題への関心と理解が深められたのです。竹本先生は昨年（一九九四年）八月一日に亡くなられ、追悼文集『燧（ひうち）の光芒』刊行会をつくり竹本夫人と私を中心になって編集して、今年（一九九五年）九月に刊行しました。

「今研」は今年三月三十一日に解散しましたが、その後も月一回第四土曜に「土曜会」と名づけて学習会というか座談会のよ

うなものを続けています。「今研」での学習がなかったら、私の「織田が浜」を守る運動もなかったと思います。竹本先生は、いつも「なぜ反対するのか」を明らかにするための学習を深めなければならぬ、と言われていました。

どんな問題にも関心をもちつつづけて新鮮な感受性を失わない生き方をしたいと思っています。宮窪町の夫の実家が農業だから、日曜と水曜は夫と二人で島に渡り、ミカン山でミカンづくり、一反歩の畑で無農薬の作物をつくっています。自然の中で暮らすのが好きです。

農作業をしないでもよいときは月一回の日曜に必ず石鎚連峰や東赤石山や徳島県の三嶺や剣山にグループで登ることにしています。農作業と山登りをつづけるなかで、自然環境を守る気持ちたちが養われてきています。

夫とは一番大事な価値観が共通しています。お互いの思想信条や政党支持は尊重して侵しません。夫も私が何をしても干渉しません。医院の経営も私に一任していて、専門の診療と医学の勉強に専念しています。

長女は高松市に住み、大学生の次男は福岡市にいて、夫と私と長男の三人で暮らしています。三人の子どもも高校を卒業するまで織田が浜を守る運動に協力してくれました。

自然大好き、人間大好きーこれが私の生き方です。

## 浜は生きさるもの

岡田 恭子

一九三一年（昭和六年）に越智郡富田村拝志（現今治市）に生まれました。織田が浜のすぐ近くの村で拝志には地主の家が多く、実家の鈴木も拝志の地主でした。年貢（小作料）で暮らしていた実家は戦後の農地改革で土地を失い、売り食いの生活を母が琴の師匠をして支えていました。

私は今治高等女学校を一九四九年（昭和二十四年）に卒業すると一、二年して東京に出て最初は生田流の宮城道雄先生につきましたが後に久本玄智先生について現代邦楽を学びました。親せきの家に寄留して四年間家元に通いました。

一九五五年（昭和三〇年）に今治市に帰り、母の手助けをすることとなりました。一九六二年（昭和三七年）に三一歳のとき同じ拝志出身の夫と結婚しました。夫は今治中学から江田島の海軍兵学校に入り、在学中に敗戦となり、大阪商科大学に学び、今治市に帰って県事務所に勤めました。夫の両親は私が四〇歳代のとき亡くなり、実家の母も七〇歳代で琴の師匠をやめた私と夫婦と一緒に暮らしましたが、昨年の暮れに九一歳で亡くなりました。

私が織田が浜を守る運動にかかわったのは、五〇歳ぐらいの

頃からです。織田が浜は子供の頃からの遊び場で、夏の海水浴だけでなく、四季を通して私たち子供の暮らしのなかにある浜でした。拝志と喜田村と東村の子供たちは砂浜で場所を決めて遊んでおり、年上の子が年下の子の世話をして遊ばせていました。砂が盛りあがってくるような美しい白砂の浜が私の心にやきついていきます。

明治生れの実家の母は「琴の師匠がお上に反対するような運動をすると琴の生徒も来なくなるからやめなさい」と言われましたが、私は「琴の生徒は私の琴の実力についてくれていたので、私が織田が浜を守る運動にかかわっているために来なくなることがあるとすれば、それは私の琴の師匠としての力量がないからだ」と言って母の心配を気にかけませんでした。

署名運動をして市議会に請願や陳情しても、自民党や社会党の議員はとりあげてくれませんでした。社会党の議員は労働運動なら支援するが、浜を守る市民運動には関係したくない、と言います。そんなことを言われて私は「なにくそ」という気になりました。私たちの運動を支援してくれたのは共産党だけでした。市は喜田村の住民に公民館を建て替えてやると言って埋め立てに賛成させました。他の地区でも市からの圧力があって住民運動の大変さを痛感しました。みんなで手分けして市会議員や国会議員を訪ねて話しましたが、「浜はツブされるな」という予感がしました。なんで私たちの庭がツブされねばならぬ

のか、浜はモノではない、生きものである、と思い、憤りがこみあげました。

私の娘が幼稚園のころ今治市の河野美術館に展示してある今治市の未来図の箱庭を見て織田が浜がなかったので、おかしいと思っていた、と娘が話していました。娘も「お母さん織田が浜を守る運動を続けて」と私を励ましてくれました。夫も私が織田が浜を守る運動にかかわっていることを理解してくれており、「やるなら最後までやりなさい」と言ってくれました。

私は何十億ものお金があればあの浜を買い取りたいと思いましたが。水戸黄門が出て来て「埋め立てをやめなさい」と言ってくれないか、と思ったこともあります。この運動にかかわっていろいろな人とつき合い、いろいろなことを学びました。世の中の「ツンボ座敷」にいらなくてよかった、琴だけの人生でなく、世の中のことを知った、と思っています。

織田が浜を守る運動にかかわった人は、みな心の美しい人ばかりで、金もうけには縁のない人ばかりでした。飯塚先生はお金をこの運動につきこまれました。私心のない人でした。

「経済優先でいつまでやるのか。そのうち日本だけでなく地球は人が住みにくくなるのではないかと不安を持っている。海にかこまれた日本は浜を大切に守ってゆかねばならない」と私は思っています。

織田が浜は埋立ててから一年一年と徐々に変わりつつありま

す。砂は茶色で細かい砂になり、雑草が生え、下は土になっています

織田が浜訴訟も敗訴になり、港も出来上がり、業者に分譲が始まっています。これで運動に一応の区切りがついたと思っています。長い住民運動でみんな歳をとりました。

私も六〇歳を過ぎて病気をしました。余生をお琴と共に、これを生きがいにも明るく静かに送りたいと思っています。

そして私達にすばらしい思い出を残してくれた織田が涙を見つめながら、細々とでも永遠に生きてまた子孫達を楽しませてくれることを念じています。

## 家族ぐるみみの運動

武内 宏子

私は一九二三年（大正一二年）、今治の海岸の近くに生まれ、生家は石炭や石油を扱う商家でした。今治高女を卒業後、松山東雲高女の専攻科で学びました。

一九四四年（昭和一九年）、野村関係の会社に勤める夫と結婚、東京に住みました。翌年（昭和二〇年）、夫は召集され丸亀に、私は今治に帰り夫の両親と同居、間もなく敗戦となり、

戦地に出なかった夫は九月に復員、僅か三カ月余りの軍隊生活で、二等兵として朝から晩までなぐられた不合理と暴力の渦の中で、戦争とその仕組みの本質を改めて見極めたと申します。

戦後は地主の一人息子であるため上京はあきらめ、俄か百姓となり、間もなく共産党に入党。その方の仕事も忙しくなり、田植え等は部落の皆さんがよく手伝ってくれました。

夫の父は大変剛直な人で、村・市・県の議員をした人でしたが、今治市が合併して市議会議員になった時、父のしていた事業は汚職につながる恐れありと、きっぱりやめ無職となったそうです。現在とは違って名誉職の時代、全く無給の議員です。夫はこれを誇りに思うと申しております。

後に今治市警察の公安委員長となったような父と共産党の息子との同居は出来るわけもなく、一九五二年遂に別居することになり、私たちは現在の所に住みました。それでも可愛がってくれた孫たちと離れ住む親の気持ちを思うと、申し訳なく、私と子供はいつも行き来し、又、孫たちも大事にしてくれました。だんだんと外の仕事にのめり込んでゆく夫のため家計は苦しく、十円のお金もない日は常でした。でもそこは農家のこと、食うや食わずで働いている活動家の人達が、だれかは毎日、一緒に食事し、泊まって行く方もあり賑やかでした。

一九五五年（昭和三〇年）ごろ、隣に城東小学校ができたので、私は文具商を始めました。夫は一九五七年（昭和三二年）、

共産党から立候補して今治市議会議員になりました。私の母はクリスチャンでしたので、私も結婚前に洗礼をうけていました。

夫は私を政治活動に引き入れようとはしませんでした。ウソを言わず、先ず他人のことを考える生き方が大切だという信念はお互いに持っていたので矛盾はありませんでした。主人が市議会議員として公約通り皆様のお役に立つようと協力することは当然と、努力は致しました。

私のはっきりと目覚めたのは長女が中学生のとき、一九五六年（昭和三十一年）から五八年（昭和三十三年）にかけて高まった愛媛勤評闘争に直面したからです。

校長先生が我が家に来られて、勤評をやめさせる運動に協力してほしいと頼まれました。悪いことは悪いとはっきり言うべきである。ひとの顔色を見て生きるような生き方はしないと心に決めていた私は勤評に反対する父母の運動に加わりませんでした。

続けて一九六五年（昭和四〇年）ごろ、城東小学校を廃校にしようとする市教委の方針に反対して運動をおこし、廃校をくい止めました。

生活に追われながら、右のようなことに夢中になっている内に我が家の三人の娘は、育てるといふより知らぬ間に育ってしまいました。ただ、我が家には明治生まれの立派な祖母がいてくれて、厳しく子供たちを躾てくれたことがありがたかったです。

夫は市議会議員を三期務めたあと、県議会議員に立候補して

落選し、次の補選で県議会議員になりました。

織田が浜を埋め立てる計画を県庁で聞いて飯塚先生に伝えました。住民には全く知らされていなかった情報でした。

夫は飯塚先生とは親しく織田が浜を公園に指定させる運動も協力して進め、実現することができたのです。

「織田が浜を守る会」が出来ると、夫は代表世話人の一人になりました。「守る会」の運営は男性が担当していましたが、署名運動は私たち女性を中心に進めました。「新聞紙に入っていた」と署名用紙に署名し、「どんなにしよう」と東洋紡の社宅の方が相談にきてくれたのには感激しました。

地元に住む私たちより、他所から来られた方たちが「他所にはこんな素晴らしい渚はない」と惜しがってくれました。

娘たちも東京・神戸・今治と、それぞれの所で家族ぐるみの運動を広げてくれました。

「テレビで観た」と、主人の古い学友たちからも励まされました。自然を大切にという人のいかに多いことか。

運動の中で知り合った心美しい人達のことには忘れられません。ひょっこり逢うと、えも言えぬ思いにお互いに涙ぐんでしまいます。

「協力したいけど主人に叱られるので」と嘆いた人と会いました。正しいことは素直に出来る幸せを思い、前を向いて歩みたいと思いつつ終わります。



この作品は、一九八四年五月十八日の愛媛  
合唱団の定期演奏会の為に作詞・作曲された  
ものです。 作詞者

大西進・西山良平・羽生慎子  
山本五郎・和田満智子  
作曲者 大西進

#### 四・△口唱組曲

### 織田が浜

#### 第一章 海の朝

海

わたしの 青い 希望

五月の 朝

なぎさをどこまでも歩いて

海そうをひろい

きれいな貝がら

ぬれた 素足

海のしんきろうへの 期待

日はのぼり

入江にそい

つきでた砂地をこえ

わたしの足跡が生まれつつける

朝 海は 光っている

#### 第二章 織田が浜っ子 (羽生慎子)

織田が浜っ子 ぼくら

織田が浜っ子 わたしら

いっしょうけんめい歩いた

あの砂浜 大好き  
織田が浜は 生きている  
ちいさい魚もおよいでる  
いろんな友達ができる  
織田が浜 大好き (※1)

春は 貝ひろい 魚つり おひなあらし  
夏は 海水浴 キャンプ 宝さがし  
秋は 学校で刈りとったお米で はんごうすいさん

そして なかよし遠足  
つらいときには織田が浜  
思い出せば つらくない (※2)

この浜辺のこして下さい  
もう ごみをすてたりしませんから  
きれいにしますから おねがいます  
(※2) 繰り返し (※) 繰り返し  
(大西進)

第三章 網引き歌  
おーい いかなごが とれたぞー

(※) エーヤツと エーヤツと エーヤツと  
それ引け やれ引け

網はおもいぞ さかないっぱい  
はねかえる(いかなご) いかなご いかなご(じゃ)  
(※繰り返し)

先祖代々 わしや漁師の子  
瀬戸の海で とれたぞえ

(い) わしか さよしか たちうおか  
いかなご いかなご いかなご(じゃ)  
(※繰り返し)

めでたいの とれたなら  
あす行く 嫁ごにくれてやれ

(いわしか さよしか たちうおか  
めでたい めでたい たいりょうじゃ)

オウ!

#### 第四章 口元さんの海

(西山良平)

しずかな瀬戸のこの海は  
兄さんの死んだ海  
しずかな瀬戸のこの海は  
とおい南につづく海

わたしが十五のその夏に  
兄さんは海のもくずと消えました  
まだ二十一の学生でした  
どんなに生きたかったです  
どんなに絵かきになりましたか  
絵筆を銃にかえて  
召されていった 兄さん

暗い浜辺で母さんと  
祈りをこめた精霊流し (ゆられて)  
とうろうの灯が海にきらめき  
波にゆられていきました

(ゆられて ゆられて)

ただ今も母さんは  
写真を抱いて浜にたち  
帰って来いよと祈っています

しずかな瀬戸のこの海は  
兄さんの死んだ とおい南につづく海

第五章 子どももりよ  
美しい 自然の恵みの中で  
育て 子ども  
いつまでも

(和田満智子)

いつまでも

(ハミング コーラス)

夜の浜辺で 語りあかした想い出は 今も

遠い昔の 松風の音 やさしい波よ

ああ 織田が浜 白い砂浜よ

ああ 織田が浜 かもめとぶ海よ

瀬戸の浜辺で 耳を澄ますと キャシャゴの歌が  
母といっしょに 波といっしょに  
遊んだ浜よ

ああ 織田が浜 白い砂浜よ

ああ 織田が浜 いまも生きている

(ハミング コーラス)

子どもたちよ 子どもたちよ

笑い声 波にのせ

この浜辺 走れ

ちからいっぱい 走れ

この海に育ち

この海を育て

この海に生きて

この海を守れ

ああ 子供らよ

ああ 織田が浜 いつまでも

海よ いつまでも 海よ ああ

(大西進 山本五郎)



あ  
と  
が  
き

一九九五年七月、「織田が浜を守る会」の女性たちの聞き取りを行なうため今治市の矢野和子さん宅を訪れた女性史サークルのメンバーは、歩いてすぐその浜を見に行きました。

真夏の陽射しの中で海は青く輝いていましたが、美しい白砂の浜はその半分を埋め立てられ、埠頭には船舶の影もなく工場用地には建物もなく、ゴーストタウンのような印象を受けました。同行した「守る会」の徳丸延子さんは、漂砂によって浜が痩せてきたことを指摘されました。何のための「開発」だったのでしょうか。

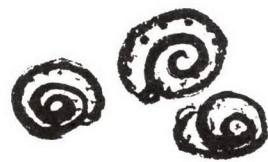
この稿では一九八三年の「織田が浜の渚を守る会」の発足から一九九五年の最高裁判決までの織田が浜を守る住民運動について記録しました。「織田が浜訴訟」、「織田が浜を守る会」の項は山下武都美さん所有の資料に基づいて記述し、「聞き書き」は女性史サークルメンバーが行なった聞き取りに基づいて記述した原稿をご本人の了解を得て掲載しました。

全国各地の環境を守る住民運動にも、多少とも参考になればと願っております。

資料を提供していただいた山下武都美さん、聞き取りに応じていただいた「織田が浜を守る会」の方々、製版に協力していただいた横田尚子さん、田代治義さん、井内美和子さんには厚くお礼申し上げます。

女性史サークルの篠崎勝先生には、終始懇切なご指導をいただいたことを特記し、感謝いたします。

なお、九七年八月に「守る会」の岡田恭子さんが、九九年三月に篠崎勝先生が逝去されました。ご冥福をお祈りいたします。



『むぎ』第26号

特集「織田が浜を守った女性たち」

1999年6月10日発行

編集 女性史サークル『むぎ』編集委員会

発行 女性史サークル（代表 川又美子）

〒 790-0861 松山市紅葉町2-5 近代史文庫会館内

☎ 089-943-4356



